

(13:29)

宮嶋委員長

定刻より1分ほど早いんですが、もう皆さんおそろいですので始めさせていただきますよろしいですか。

(はい、結構ですの声)

それでは、皆さんこんにちは。

ただいまの出席委員数は全員でございます。定足数に達していますので、これより木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を開会します。

本日の議題については、お手元に配付した次第のとおりであります。

なお、委員会条例第13条の規定により、傍聴を希望する者がある場合は許可することといたします。また、この会議の記録につきましては、委員会条例第25条の規定により委員長が署名することになっておりますので、私のほうで後日、会議録を確認させていただきます。したがって、発言の際は挙手願ひ、委員長の指名後にご発言いただきますようお願いいたします。

議題の(1)議会運営申し送り事項等についてを議題といたします。

まず初めに、本日の進め方ではありますが、前回の7月19日にご決定いただきましたとおり、傍聴規則及び会議規則の見直し、非常時における議会活動について、特別委員会の活用案の3項目の整理を行い、その後、伊藤前委員の発言対応について検討することとしたいと考えますが、これにご異議等ございませんでしょうか。ご意見ありましたらお願いします。よろしいですか。

(なしの声)

意見もないようですので、そのように進めることとします。

それでは、整理を進める前に、8月7日を期限として各委員から意見提出を求めたことにつきまして、佐々木副委員長、谷口委員から別紙のとおり提出されましたので、事前配付させていただきました。また、傍聴規則の見直しについて、前回の協議を踏まえて事務局にて資料をまとめていただきましたので、これも事前配付させていただきました。これらの資料について何かご質問等ございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

それではまず、傍聴規則及び会議規則の見直しについて進めたいと思います。

前回同様、条文ごとに進めます。

事務局作成資料の4ページの中段、第9条、写真、映画等の撮影及

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>び録音等の禁止について、前回の議論では、この規定をなくしてはどうかというのと、この規定のままでどうかという2つの意見に分かれた状況でありましたが、改めてご意見等ございませんでしょうか。 山本委員。</p>
<p>山本委員</p>	<p>ただいまスマホとかいろんなSNSの端末機器、いろいろ出てきております。そういう中で、この第9条の条項案というところは、これで私はよいと思います。特にその機器の進歩によって変わることはあるとは思いますが、原則こういうのがありますよということで、これでよろしいかと思います。 以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、ございませんか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>理由は前から申し上げたとおりで、改正をしていけばいいとは思っています。主権者であるメンバーが要するに記憶にしか頼れないというふうな非常に曖昧な状態で物事が流布してしまうと、広がってしまうということは、逆に言えばそれは回避をしなければならないことだろうと思います。 特に何らかの支障が起こることがあるのであれば、それは検討せなあかんと思いますけれども、支障がないのであればフリーにするほうが今の時代に合っているということです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかかでしょうか。 山本さん、その前に、ほかございませんか。 じゃ山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>一応、録音、撮影、これをしてはならないという項目、これは必要だと思っんですよね。一応、議会を録音なり撮影して、その部分を切り取ることによって全体の流れをゆがめられるという可能性もあります。だから、ある程度良心に任せればよいという意見もあるとは思いますが、一応この項目があることによって、悪用に対しての抑止効果があるのではないかと、このようにあります。 ただ、今言いました悪用というのは、それは分かりません。これが悪用ですという規定は難しいとは思いますがけれども、故意に流用するというか、全体の流れをゆがめるという意味で言っているところでございます。 以上です。</p>

宮嶋委員長	ほか、ありませんか。 谷口さん。
谷口委員	前回も私、意見を言わせていただいたんですけども、やはり時代に合っていない、これは項目だと思っています。議会の様子がインターネット中継なり録画なりで公開されている以上は、この項目というのはもはや意味をなさないの、削除でいいというふうに考えております。
宮嶋委員長	ほか、いかがですか。 はい、佐々木さん。
佐々木副委員長	山本委員の説明でよく分からないのは、現実問題、別にここだけじゃなしに、国会にしる各地方議会にしるマスコミが切り取って報道していますよね。テレビも新聞も、全部じゃなしに切り取って報道しているんです。 今のさっきの山本さんの意見から言えば、マスコミはけしからんと、悪用と。
山本委員	そのようなことは申してません。
佐々木副委員長	待ってください。発言中です。 となってしまうのでね。だからね。発言中です。委員長、制止してください。
宮嶋委員長	はいどうぞ。続けてください。
佐々木副委員長	だから、悪用というのを言ったら、マスコミは、要するに住民の代表としていろんな権力機関の取材をしているわけですよ。そのマスコミは切り取って報道するのはいいと。何かのおとがめも受けないと。どう考えてもマスコミよりも有権者のほうが主権者としたら上位ですよ。どう考えても、日本国憲法の原則からいえば。その上位である有権者は駄目で、下位であるマスコミはよくて、しかもマスコミは切り取って報道しても何らオーケーだと。 だから、山本さんがおっしゃるのは、マスコミさえあかんというんだったらまだ分かるんですよ。うちの議論の一部だけを切り取って報道してるのはけしからんと、全部報道しろという姿勢がこの議会で通るんであれば、それは分からないでもない。けども、そんなことは過

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>去にやったことないですよ。全部の報道をしなかったらけしからんとか言ったことない。今後も多分、言わないでしょう。</p> <p>ですから、主権者は何かということをも明確に規定しておかないと、我々は主権者の代表であって、主権者の上なんですよ、どう考えても。その主権者を何か性悪説、最後におっしゃっているのはね。悪用するかもしれない。主権者が悪者になったみたいな前提で議論をしたら、この議論、結論出ませんよ。だって何をしたって悪いことをする人、出るじゃないですか、それは。それ言い出したら何の議論も進まない。</p> <p>もちろん、さっきから、前から申し上げているように、その行為によってほかの傍聴者や、または議事進行上妨げになるようなことが起こるのであれば、それは議長の議場整理権で静止なり退場なりできるわけですから、最後の手段を持っているんだから、それまでの間はやっぱりしっかりと、主権者を尊重した対応をすべきだと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>国会でもいろんな報道機関、やっておられます。時間の制約上いろいろあって、全行程をやっている、それはいいです。切り取っています。その切取りに、私、先ほども言いましたように、放送、例えばテレビでしたら公平にやるという放送法でもあります。その前提に立ってやっておられます。切り取ったところによって全体をゆがめることがないようにということをやっておられます。</p> <p>そして先ほど、主権者は国民で、国民が上だと言っておられますが、私は報道機関と国民が上とか下ではないです。私はそういう考えで、全てが知る権利を持ってやったら撮影なり録音をされてもいいですが、切り取ることを公平にやっている、公平にできない部分があると、この判断は難しいですが、そういうおそれもあるからと言っているんです。報道機関、切り取ることがどうこうじゃなく、報道機関はある程度公平にやるという前提で、時間の制約上または新聞紙とかの紙面の都合上、それは要旨をやっておられます。しかし、あくまでも公平公正に伝えるという趣旨の下でやっておられます。</p> <p>だから、それを切り取ったからという、切り取ることをどうこうやなしに、そういうおそれがある切取りという意味で言っております。</p> <p>そして、先ほど谷口さんがおっしゃっておられました。木津川市は確かにネットをやっております。これは、逆に修正できないようにしているんですよ、切り取って。そういう意味でも公平に見てもらうためにやっているんです。それだけ理解していただければいいと思います。</p>

宮嶋委員長	ほか、松田さん。
松田委員	意見ですけれども、今、切り取るとか切り取らないとかいう話がありましたけれども、そういう可能性について全て否定するわけではありませんが、先ほど谷口さんが言われましたように、これがなくても先ほど来議論されている公平性という点で十分ではないかというふうに思いますし、この第9条に限りましてはもうなくしてしまったらどうかと、削除してはどうかというのが、私の意見です。
宮嶋委員長	谷川さん、ございますか。
谷川委員	この第9条の問題については、改正案のとおりで私はいいかなという具合に感じますね。今変えなくてもいいのと違うかと。
佐々木副委員長	理由は。
宮嶋委員長	手を挙げて言ってもらえませんか。 佐々木さん。
佐々木副委員長	申し訳ないけれども、議論をする以上、AかBかという議論をしている際に永遠に交わらないので、それぞれ根拠、理由をおっしゃってもらったらお互い分かるんですよ。あっそういうことでそうなんだなということが分かる。譲歩することができますので、明確な理由をお願いしたいと思います。
宮嶋委員長	谷川さん。
谷川委員	理由と言われてもあれなんですけれども、これまでやられておってこのままで来ているということで、山本さんも今言うているように、それでいいのとちゃうかと。山本さんと同じような考えをしているんですけれども。
佐々木副委員長	悪人がいるということですね。

宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木副委員長	要するに、意図的に間違った不公平な報道をする住民がいる可能性があるという、こんな理由ですね。
谷川委員	そこまでは思わないですよ。
宮嶋委員長	谷川さん、ちょっと手を挙げて。 谷川さん。
谷川委員	不公平ではないと私は思いますけどね。
宮嶋委員長	それぞれご意見が出て、今のところ、この改正案というふうにありますのは今現在の傍聴規則のそのままです。現在の傍聴規則のままでいいのか、それともこの条そのものをもう削除したらいいのかという2つの意見が今ありまして、今それぞれからも発言をいただきましたので、これまでのやり方は、今回の傍聴規則については、意見が一つにまとまらない場合は採決をして多数決で決めるということをしてきましたので、今回も、まだ意見があるようでしたら意見を述べていただいたらいいんですが、なければ採決で決めたいんですが、いかがでしょうか。 山本さん。
山本委員	これまでずっと第8条までですかね、そういうやり方、意見がなかなか合意できないと。全会一致は難しいよとか、最終的にこういう規則改正をしていく点において採決という方法でここまで来ましたので、私はそれでいいと思います。
宮嶋委員長	はい。 ほかもよろしいですか、それで。 佐々木さん。
佐々木副委員長	私も基本的に最終的にそれは仕方ないと思うんですが、先ほどの悪用論でいえば、別に録音録画だけじゃなくて、別に傍聴した人は自分でノートするわけですよ、それは禁止されていないから。それだって悪用できるんですよ。自分の気に入った意見だけをほかの人にも伝えるということは、いろんな方法でね。お手紙や、またはSNSやいろ

佐々木 副委員長 つづき	んな方法で伝えることがあり得るわけであって、今でもできるんですよ。皆さんがいう悪用ということは、不公平な切取りというのは可能なんです、今でも。 にもかかわらず、谷川委員、山本委員、こだわってはるけれども、多数決はいいと思うけれども、そこまでこだわっていいのかどうかですよ。この会議は会議録に残りますし、もうそれでいいんですね。いいんだったらもう採決そのまま結構です。
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	意見を述べているのはいいとか、そういう決めつけなりのことはやめてください。意見を述べた上で、合意できないので、最後は採決でいきましょうということです。
佐々木 副委員長	ですから悪用でしょう。悪用論でいいでしょう。
山本委員	いや、悪用論とは。
宮嶋委員長	発言する人は手を挙げて。 山本さん。
山本委員	意見を言っていて、それで合意ができない場合は採決でいましょうと言っているんです。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	だから、さっきも聞いたけれども、確かに仕方ないなと思うけれども、民主主義の場なんだから、悪用論というのが理由だっていうのは、今ないんですよ、今日の議論の中ではね。それは、私は別に当事者じゃないからいいけれども、後々それは響きますよ、悪用論でなければ必要ないから。それでもいいんだったらもう採決したらいいと思います。
宮嶋委員長	谷口さん、どうぞ。

<p>谷口委員</p>	<p>すみません。          ちょっと気がついたんですけれども、もともとの第9条の内容を読んでいると、映画館で映画を撮影してはいけないというような設定に似ているなど思ったんです。でも、この私たちの議会というのは著作権はないですし、公に公開されているものなので、撮影してはいけないというふうに言うこと自体もできないのではないかなというふうに思いました。          以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん、では。</p>
<p>山本委員</p>	<p>意見が大体みんな出ました。その意見について、決めつけではなく、それぞれの意見の合意が見られないから採決でいいのではないかという私の意見です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それでは、これまでというか前回やったやり方は、原文というか現状の傍聴規則があって、それに対して修正が出た場合、修正の意見を先に取るということでした。          今回の場合は、この第9条は削除すべきという意見がありましたので、これについて採決をします。          この第9条は削除すべきとお考えの方は挙手願えますか。           (賛成者挙手)           ありがとうございます。          賛成多数ですので、第9条については条そのものを削除するということとしたいと思います。          続いて、第10条、係員の指示の項目について議論いたします。          これについてはいかがでしょうか、ご意見あれば。          山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>私はこのままの改正案でいいと思うんですが、これ以外に何かまた意見があれば、それも検討した上で決めていけばいいと思うんですが、私の意見としてはもうこのままで、改正案の第10条でいいという意見です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがでしょうか。          谷口さん。</p>

<p>谷口委員</p>	<p>質問ですけれども、この第10条はどういうところが変更。何も変更になっていないということですか。ちょっと分かってなくて。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今の傍聴規則と意味は変わっていませんが、漢字が平仮名に変わっていますかね。それ以外はない、それだけです。 「すべて」のところが平仮名になっていて、あとは同じですね。内容は、意味は一緒やと思います。</p> <p>ほか、よろしいですか、これについては。意見はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>そしたら、第10条については改正案のままということにしたいと思います。</p> <p>次に、第11条です。違反に対する措置についてであります。</p> <p>今の傍聴規則に、法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほかというものが付け加わっています。これについてはいかがでしょうか。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木副委員長</p>	<p>基本的に最終対応の議長権限ですから、議会の安全確保の権限ですから、それは残しておいたらいと思うんです。</p> <p>ただし、さっきの第10条も条文としては別に残すことに関しては反対はしませんが、この間のうちの議会内で起こってきた事態から言えば、地方公共団体というのはいわゆる障害者差別解消法による対応要綱、要領をつくってますよね。精華町にはありますが、多分、木津川市にもありますよね。その議会版というのをやっぱりつくっておく必要があると思いますよ。</p> <p>いわゆるいろんな方が見える可能性がある、前回の議論のようにね。いろんな方が来た場合にどんな対応をするのか。例えば、若干多動な方っていらっしゃるんですよね。その病態とか障害の関係で手が動くとか首が動くとかね。どこまでかという程度はいろいろあると思うんですけど、もしそれをそのときの議長なり、または係員の誰かがその知識がなくて何か議事妨害行為だみたいな解釈をされると、それこそ諸条例または諸条約、諸法に反する行為をうちがしてしまうということになりますので、地方自治体が定めているいわゆる対応要領の議会版、簡単に言えばもう木津川市か精華町のやつをコピーしたらいいと思うんですけど、基本的には。だけの話だと思うけれども、それはやっぱりしっかりと制定をして、いわゆる誤解のある対応が、また間違った対応がされないような措置をしていく必要があるんじゃないかなと、こちら側にもあったりしてね。</p> <p>条文はこのままで結構ですけれども、こちらの体制としてはそれは必要じゃないかと思います。</p>

<p>宮嶋委員長</p>	<p>今の佐々木さんの意見は、傍聴規則を今回改めると。その上で必要なものがあるのではないかという提案でございますので、今の第11条の議論については、条文の議論として、傍聴規則そのものが定まる中でまた改めて必要ならば議論をしたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、結構ですの声)</p> <p>そうしましたら、第11条についてはいかがでしょうか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>一応、違反に対する措置ということで、私はこのままの条文でいいと思います。</p> <p>ただ、これについては皆様にちょっと確認していただきたいのは、法第130条のところに、退場させ、必要がある場合は警察官に引き渡すことができるとあります。これはそのとおりなんですけど、現実、議場において警察官は常駐しておりません。これを皆さん、どのように警察官に引き渡すことができると、これでよいというふうに思いますが、実際に警察官に渡すというのはどのように皆さん理解されていますか。それだけちょっと確認したいなと。なければいいです。確認だけですから。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>この今議論している第11条のいわゆる地方自治法の第130条の1項、2項の関係についての確認であります。</p> <p>皆さんのお手元の資料に参考資料として地方自治法の第130条ですね。条文が載せてありますので、今、山本委員のほうからそこにある警察官云々ということで質問、また、全員が理解できたほうがいいんですけども、いかがですか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>その問題は、ここで議論する問題ではなくて、学説があるわけだから、地方自治法逐条の本がありますよね、松本さんが書いたやつ。あの条文の解説部分をみんながコピーなんかをもらって共有したら済む話ですよ。ここで議論すればいいという問題ではありません。だから論点整理してください、委員長。今の話はちょっと場違いだと思う。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、山本さんからでた意見について、ご意見ありますか。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>意見と言ったって何するの。学説があるということで確認すればいいんですよ。</p>

<p>宮嶋委員長</p>	<p>まあまあ、皆さんの意見があれば。 よろしいですか。 山本さん、いかがですか。今、佐々木さんからそういう発言がありましたけれども。</p>
<p>山本委員</p>	<p>佐々木さんは佐々木さんの意見で伺いました。 そのほかの方でどういう見解を持っておられるかなと思って確認をさせてもらいました。これは自治法で決まっているのは改正とかそういうことを言っているのではありません。皆さん、この地方自治法の第130条、どのような見解を持っておられるのかというのを確認したいということで、だから、意見がなければいい、これは地方自治法で決まっていることですから、これを改正とか、よいとか悪いとか、そういう判断を求めるものではございません。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>あのね、ちょっとかみ合う議論をしましょうよ。 今あなたがおっしゃったのは、ここに警官が常駐していないから第130条が本当に発動できるかどうか疑問だということをおっしゃったんですよ、発言趣旨はね。いないからどうするんだということをおっしゃったわけだ。いないのをどう考えるかというふうに問いかけがあったわけですよ。 国会では衛視という、警察権を持った方がいらっしゃいますけれども、ほかの地方議会では、ほぼいるところはありませんよ、常設しているところ。 だから、もし山本委員が疑問に、そこにあると思うんだけれども、地方自治法とか逐条地方自治法があると思うんだけれども、この学説のどこかに疑問を持っているかとか、またはこの解釈でここで確認できますかという発言だったら分かるんだけれども、そうじゃないでしょう。警官がいない、どうしますかという発言をしたからね。だから議論のしようがないですよ、そんなのは。 まさかここで、では木津署に議会のときはずっと警官に来てもらおうかということを確認するわけには多分いかないだろうから、普通に考えたら110番通報するということですよ。 で、この第130条で解釈できるのは、恐らく深く読んでへんけれども、例えばそういうこの条項が発動されるような方がいた場合、傍聴者がいた場合、場合によってはその人が帰っちゃうかもしれないね。逃げちゃう。それを警官が来るまで逃げずにいわゆる抑止することができるというところまでは、何とか読めると思います、それは。解釈可能だと思います、そこまではね。逮捕監禁はちょっとできないかもしれないけれども、それによって、警官が来たら、この人こんな</p>

佐々木 副委員長 つづき	<p>ことがありましたよということで引き渡して、場合によっては法律によって裁かれる、という筋書でこの第130条はあると思いますよ。</p> <p>だから、必要だったら逐条の部分をコピーしてもらってみんなで納得したほうがいいんじゃないですか。</p>
宮嶋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>松田さん。</p>
松田委員	<p>今いろいろ議論がございましたけれども、要は今私たちが決めているのは傍聴規則でありますから、今まで議論した中でも、例えば第10条に係員の指示に従わなければならないとか、こういう意味で議長が不適當と思うときには、そういう議事整理権で傍聴者の退場を求めることができるみたいな、あればいいと思いますので、あくまでもこの議会としての傍聴規則をどうするかという議論でありますから、あえて法第130条の第1項及び第2項という文言を入れなくても、それは十分きちんと対応できるんじゃないかなというふうに思います。この法第130条第1項及び第2項という文言はなくても十分対応するというふうに判断をいたしますので、この部分は削除していただいてもいいんじゃないかというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	<p>今、松田さんからは、改正文にある最初のところはなくてもいいのではないか、すなわち現行の傍聴規則第11条でいいということですね。</p>
松田委員	<p>はい。</p>
宮嶋委員長	<p>という意見が出ましたけれども、いかがでしょうか。</p> <p>山本さん。</p>
山本委員	<p>松田さんの意見ですが、つまり改正案ではなく、今までの精華町議会傍聴規則及び木津川市精華町環境施設組合議会傍聴規則、こちらのほうの条文でいいということですね。</p>
松田委員	<p>だから、前段のこの2行を外してしまっても。あ、すみません。</p>
宮嶋委員長	<p>いいです、続けてください。</p>

松田委員	前段の地方自治法関係の条文、第1項、第2項というのがあえてなくても、この組合議会は傍聴人規則をどうするかということが分かればそれでいいですから、だからこの第11条の前段の2行はなくてもいいのではないかという、今おっしゃったことですが、そういう考えです。
宮嶋委員長	ほか、いかがでしょうか。 佐々木さん。
佐々木副委員長	<p>この問題は、今いろいろありますけれども、ここは第130条第1項、第2項をどう解釈するかでしょう。この第1項、第2項に書いてあることが既にうちの傍聴規則にあるんだったら、それは同じことを重ねることになるから、同じことを書く必要ないから要らないという話になるわけです。</p> <p>もし第130条の第1項、第2項が別の傍聴規則のいわゆる何か違反行為よりも広い範囲をカバーしているんだということだったら、それは必要だという話になってくる可能性があるということですから、本当は、要するに第130条第1項、第2項をまず解釈文を読んで、条文はあるけれども、それはどういうふうに判例やとかで学説が展開されておるとかいう本があるからコピーしてもらったらいだけだけでも、読んでもらって判断することが一番手っ取り早い対応だと思いますよ。</p> <p>ただ、木津川市議会の傍聴規則に第130条の第1項、第2項が入っているわけだから、この実際のこれが入ってきた経緯だとか実際の運用についてどういうことがあるのかについては、説明していただければそれはありがたいと思います。</p>
宮嶋委員長	私のほうから、最後に佐々木さんから出た問題として、今、木津川市議会の傍聴規則を見たら分かるように、平成19年5月9日に決めた。これは木津川市が合併したときですね。何百という条例を1日、2日の議会で決めたという、大変膨大なものを決めた議会でありましたし、多分、それ以前の木津町、山城町、加茂町の議会の傍聴規則をなぞったものではないかというふうに思いますので、木津川市議会でどういう議論があったかと言われると、多分、そういう議論はなかったと言わざるを得ません。
佐々木副委員長	今の話ではちょっと分からないですよ。
宮嶋委員長	佐々木さん。

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから、議論の経緯を確認しているわけじゃなしに、確かに平成19年に決められた傍聴規則なんだけれども、16年たった今もこれが継続しているわけでしょう、現実問題。継続しているわけだから、実際この第130条第1項、第2項を使わなあかんような事態が起こったかどうかですよ、一番のポイントは。</p> <p>起こっていないんだったら、もう既に取っても問題ないわけですよ。または起こる可能性が高いかどうか、今後。</p> <p>だから、第130条第1項、第2項を発動しなあかんような事態とかが過去にあったのか、または近い将来起こり得るのか、起こり得るんだったら残しとかなあかんわけですよ。起こらないんやったら、もうほぼ99%起こらないんだったら要らないわけですよ。</p> <p>だから、そこのところはどういう運用をされてきました、木津川市議会、この第130条のところ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>私のほうから答えますけれども、こういう第130条に関わるような事態というのはなかったというふうに思います。</p> <p>第130条の第1項、第2項というのを法で定めて、第3項で、前2項に定めるものを除くほか、議長は会議傍聴に必要な規則を定めなければならないという規定の下に今、我々の議会で傍聴規則を定めているんですから、これは法の趣旨をそのとおりに当てはめているという理解ですから、というふうに思います。それ以上のものではないと。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ということは、別に傍聴規則に書こうが書こまいが、地方自治法第130条第1項、第2項があるんだから、直接これ運用は変わらんわけでしょう。議長に権限があるわけですよ。第130条に基づくいわゆる議長警察権みたいな権限があるわけですよ。だから、あるんだったら、それさえ運用すれば済むんだったら、わざわざ傍聴規則に書く必要はないということになるんです。</p> <p>なぜそれが出てくるかという理由がいまいち誰の口からも出てこないのだから分らないんだけど、なぜこれわざわざ第130条第1項、第2項を幾つかの議会が書き込んでいるのかという理由ですよ。わざわざ、要するに法律の下位法である各自治体の傍聴規則に。そこをちょっともし事務局で解明できるなら解明してほしいと思います。</p> <p>問題になるのは、恐らく刑法に、刑事罰には該当しないかもしれないけれども、議場を混乱させるような行為というのが考えられるのかなという気はするんだけど、その場合に、もし確実に刑法に該当する行為、例えば誰かが殴ったとか議員や傍聴者を殴ったとか、これだったら現行犯だから、私ら市民も逮捕できるんですよ。現行犯でできますから、警官でなくても。現行犯は市民も逮捕権ありますから。だから、逮捕しておいて、要するにその人を押さえておいて、簡単に</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>言えば。押さえておいて同時に110番通報をして、来た警官に、この人こんなことやりましたよと引き渡すことが今の現行法規でも可能ですよね。だから、それができるんだったらわざわざ要らないわけですよ。</p> <p>だから、わざわざ第130条第1項、第2項を要するという理由、もし分かれば事務局、お願いしたいんですけども、何かあるわけですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>武田さん。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>先ほど委員長のほうからございました。第130条の第3項におきまして、議長は会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。そもそもこのような事態が起こった場合に自治法に基づくものか傍聴規則に基づくものかということになってこようかというふうに思いますけれども、法の位置づけをより明確に示すために、この文言を入れたものを改正案としてお示ししたというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、この議論のところで現行の傍聴規則のままでもいいのではないかという意見が出てきました。それで改正案と、今議論になっている自治法第130条第1項、第2項の定めのほかという部分、ここを入れるか入れないかというところが今、議論の中心かというふうに思いますが、それ以外はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようでしたら、これについても、ほかどうすべきかというので、もう少し皆さんから、まだご発言いただいていない方から発言いただけますか。</p> <p>谷川さん。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>これ、こういう具合に法の部分が入ったということで、当時、木津川市精華町環境施設組合傍聴規則にされたとき、これでいこうかという話で当初始まったと思うんです。それで今、これを改正するかしないかということやから、これ別に変えなくてもいいのと違うかなというのが私、松田さんがおっしゃったので、それでもいいのと違うかなと思います。あえて書かれたのかなと、この部分については。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか。</p> <p>谷口さん、いかがですか。</p>

<p>谷口委員</p>	<p>私たちの、この議会は地方自治法にのっとってやっているの、わざわざここに書く意味というのはあまり感じられないので、松田さん言われたように削除でいいのではないかと考えています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、よろしいですか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>改正案以外にもう一つ案が出てきました。その案というのは前回の傍聴規則と同じでいいのではないかと案ですね。これも自治法第130条を踏まえてということで皆さんの意見が出てきました。私も、第130条を踏まえてという意味において皆さんが元の議案に対する措置ということにされるんでしたら、私もそれはそれでいいと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかはよろしいですか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>そうしましたら、委員の皆さんから出たご意見をまとめますと、現行の傍聴規則のまま、第11条については現行の第11条のままでいいのではないかとということが全員のご意見のようですので、この分については現行の第11条のままで行うということとしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>(結構ですの声)</p> <p>では、そうさせていただきます。</p> <p>以上で、傍聴規則のほうについては条文ごとにご意見をいただき、まとめてきましたので、これで最終案がまとまるというふうに思います。これについては、議会で決めるというものではありませんので、最終案をまとめていただいて、誤字脱字等がなければということにしたいと思うんですが、それで事務局もよろしいですか。</p> <p>松井さん。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>こちらで最終案を確認いたしまして、それを一度委員の皆様にご確認をいただく必要があるかなと思っておりますので、事務局のほうでこの今日の分を含めた最終案を取りまとめ、委員長を通して皆様にご連絡をして、議長決裁を踏んで規則の改正という手続に進めていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>

<p>宮嶋委員長</p>	<p>そうしましたら、この傍聴規則と関連して会議規則の第103条についても見直すべきだということで議論をしてきました。</p> <p>それで、お手元にあります改正案①、②というのが出されております。別紙の資料でそれぞれ佐々木副委員長から、それから谷口委員から出されたものが提出されております。この第103条、携帯品についてどのように定めるかということで案の1と案の2が出ております。これについて議論をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、結構ですの声)</p> <p>それでは、それぞれからご意見がありましたら、佐々木さんのほうから、谷口さんのほうから趣旨みたいなものがあれば改めてお願いできますか。</p>
<p>佐々木副委員長</p>	<p>これは別に私が考えたわけじゃなくて、幾つかの市議会の会議規則を調査していると、ある市議会の中に、これまで議論してきた延長線の理念とあうような規定があった、それをコピーしただけです。</p> <p>ですから、前段というか本文に関しては、要するに会議室に入る者は会議の妨げになるものを持ったらかんよということです。ただし以降に関しては、これは大体どこのあれも現状と一緒に変わりますが、前段の部分も単純に、会議の妨げになるものは駄目だということにさせてもらうということです。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷口さんのほうから。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>私も、ほかの市町村の会議規則というのをいろいろ見ていまして、その中で一番何かすっきりしているなと思って、ちょっとどこの市町村か忘れてしまったんですけども、それを見つけてきて、それをここに提案させてもらったということです。</p> <p>何は駄目とか言い出すと切りがなく、どこまで書いていいかも分からないというところもありますし、その必要なもの、必要ないものを自分で考えるという、そういうことで個人に委ねるという形で常識的に判断するという意味でのこういう提案です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、お二人から提案の趣旨を言っていただきました。どちらも他の自治体議会の会議規則にあるとのことですので、それを踏まえて皆さんからのご意見をお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。</p> <p>山本さん。</p>

山本委員	<p>おおむね固有名詞を外して、妨げになるものを携帯してはならないと、これはそのとおりだと思います。</p> <p>ただ、前段ですね。議場、そして委員会、この文言を議場に集約するか、もしくは議場または委員会と委員会を入れるか、ここら辺の意見を皆さんに伺いたいと思います。</p> <p>私の意見としては、議場と委員会というのはまた別だという考えですので、議場と委員会というのは入れたほうがいいんじゃないかという意見なんですけれども、それ以外に会議室という文言も入っています。会議室までは私は要らないんじゃないかとも思います。ここら辺の文言の意見を皆さんどのように持っておられるのか、お聞きしたいと思うんですが。</p>
宮嶋委員長	谷口さん。
谷口委員	私、議場と委員会、区別せずに考えていたというか、今お話を聞いて、議場または委員会に入る者はというふうに変えても問題ないなというふうに思いました。
宮嶋委員長	ほか、いかがでしょうか。 谷川さん。
谷川委員	案1と案2がでてるんですけれども、案1でいいんじゃないかなと私は思います。議場又は委員会の会議室に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならないという形のほうがいいんとちがうかなと。
宮嶋委員長	ほか、いかがでしょう。 松田さん。
松田委員	案の1でいいと思います。
宮嶋委員長	<p>ほか、いかがでしょう。</p> <p>ほか、特にご意見ございませんか。</p> <p>この場合は、どうさせてもらいましょう。会議規則の場合は、成文をまとめて会議規則の変更の手続、11月の議会で定める必要がありますので、できるだけ皆さんのご納得になるようなものとして進めたいと思うんですが、どういうふうな形で案をまとめるか。今それぞれからはご意見いただいたんですけれども、まとめ方、方法、最終の案は、今までやってきたやり方は2つの案がある場合に多数決という</p>

宮嶋委員長 つづき	ことを採決でやってきたんですが、そういう方法でもよろしいか。 谷口さん。
谷口委員	すみません。佐々木さんの案と私の案、ほぼ同じで、佐々木さんの案のほうがより丁寧にできている気がしますので、私自身も1でいいなど今思っております。
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	一応、この場で全会一致というか合意が得られればいいと思うんですが、そのときに、これは会議規則ですので本会議で通すんだということを今、委員長が提起されました。 これについては、まず議運で全会一致でいけるかというのをまず確認して、その上でどうするかというのはまた議論していただければと思います。
宮嶋委員長	最初に山本さんのほうから、文言のところで議場または委員会というのはいいんだけど、その後の会議室という言葉に最初はちょっとこだわりの発言があったように思うんですが、これについてはいかがですか。 山本さん。
山本委員	会議室というのは委員会のというように限定しております。だから、委員会室という理解ですね。その意味において、文言は委員会の会議室と。これさえ皆さんに共通認識ができればこの文言でいいと私は思います。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	実際の場合には、市議会や町議会の場合は大体固定した部屋が決まっていますよね、議場なり会議室というのはね。すでにその名称がつけられているので、おのずとどこを指すかははっきりするんですけども、この場合は別に専用の議場でも委員会室でもないの、いわゆる本会議やとか委員会が開かれる場所という、特定をする必要が出てくるのでこういう表現にさせてもらったわけで、組合議会じゃない普通のところはもう明確ですよ。その辺はそういう意味でこういう書き方になったということなんです。

<p>宮嶋委員長</p>	<p>今の佐々木さんからの発言で、皆さんご納得でよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>そうしましたら、皆さんから特になければ案の①で、今の第130条の携帯品の部分は新しいものに置き換えるということによろしいでしょうか。</p> <p>(結構ですの声)</p> <p>では、会議規則については案の①の文章としたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>では、事務局のほうから。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>今、第103条の携帯品につきまして、冒頭の議場または委員会の会議室に入る者という条文でご決定をいただいたところです。</p> <p>今日お配りをいたしました令和5年度の例規集なんですが、17ページ、こちらが会議規則の条文の一覧になりますけれども、中ほど、第12章規律、この部分が今ご議論いただきました第103条が含まれる章になります。この中で第106条、こちらのほうが、何人も議場において喫煙してはならないという文言で規定がされております。</p> <p>今、携帯品について議場または委員会の会議室という文言を入れていただきましたので、もしもこの部分を統一されるのであれば少し気になる部分ではないかなと考えられますので、少しご確認をいただければと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、事務局からの説明、ご理解いただけましたでしょうか。</p> <p>会議規則全体を見通したときに、今回の議場または委員会の会議室に入る者という規定をした場合、ほかの条文にもそのことを定めたほうがいいのではないかということで、第106条、何人も議場においてということについてどのように考えるかということでしたが、いかがでしょうか。</p> <p>はい、谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>すみません。これ言葉の問題になってくるんですけども、議場という言葉が議会の場または委員会の場、全部その議論をする場であるから、それを総称して議場と呼んでいるというふうに解釈すれば、先ほどの文も議場のままでよかったのかなと思ったりします。それはどっちがすっきりするかというぐらいのことかなと。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん。</p>

山本委員	<p>ぐらいではないです。それも含めて一番前段で私は皆さんに確認していただいたんです。議場という中に委員会の会議室も含まれるか、それらを含めて皆さんに確認させてもらった上で、一応、案1の議場または委員会の会議室になるということで全会一致になったというふうに理解しております。</p>
宮嶋委員長	<p>ほか、いかがでしょうか。 はい、佐々木さん。</p>
佐々木副委員長	<p>今、事務局からあった第106条も確かに見直したらそうなんだけれども、そもそもこれがつくられた時代と大きく変わって、今、基本的に法的に禁煙でしょう。法的に禁煙状態があるのに、わざわざこの会議規則の中で喫煙禁止の条項を残す意味があるのかと。逆に第106条も要らないんじゃないかという気がしないでもないんですよ。 だから、この議場なりも含むもっと広い範囲が今、基本的にほかの法律によってほぼ禁じられてくるわけですから、一番すっきりするのは第106条自身を削除すると。もしくはさっきの第103条の解釈の中で、例えば申合せか何かにしておいて、要するに議事妨害行為の中に喫煙が入ると解するかですよ。どちらかだと思うんだけど、果たしていいんだろうかという、喫煙について。</p>
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	<p>環境施設組合が管理するこの敷地全体が禁煙だということならば、この第106条、喫煙は必要ないのではないかと私も思います。 これについて、まず確認したいんですが、この敷地内全て禁煙というようにどこか明記されているんですか。</p>
宮嶋委員長	事務局長。
松井事務局長	<p>建物内においては、健康増進法とかの関係もございますので、喫煙をしないと。ただし、敷地外、屋外の影響しない部分については喫煙場所を設けております。ですので、この敷地の中全てが禁煙区域ということではありません。ただ建物内は禁煙です。</p>
宮嶋委員長	<p>話が広がっておりますけれども、少なくともここはちょっと整理しておきたいと思います。 第106条自身がもう要らないのではないかというご意見もありま</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>したので、これについて、第106条を残して議場、委員会というふうに改めるのか、第106条そのものをもうなくすということなのか、ちょっと皆さんのご意見を出していただいて、この機会にまとめたいんですけども、いかがでしょうか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>皆さんの意見を伺えばいいと思うんですが、私の意見としては、第106条はもう削除、そして第103条についても、もう喫煙という言葉は必要ないと思います。その理由は、議場または委員会の会議室というのは建物の中という大前提ですので、喫煙という言葉は要らないのではないかと。私の意見はこうです。あとは皆さんのほうで、いろいろ言葉の定義なり言葉の内容の理解とかも含めて皆さんの意見を伺って、そして改正していけばいいと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかはいかがですか。 松田さん。</p>
<p>松田委員</p>	<p>今、山本委員がおっしゃったように第106条は要らない、ほか喫煙という言葉を使っている部分については、ほかの条項も整理をされて、もう取ってしまっていないかというふうに思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがですか。 どうでしょうか。 谷川さん。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>第106条は削除したほうがいいのかと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ほか、よろしいですか。  (なしの声)  そうしたら、もう第106条そのものを削除するというところでよろしいですか。  (はい、結構ですの声)  それでは、特に異議もありませんので、第106条の条文は削除するということとしたいと思います。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>事務局、これで整理はいいですか。 事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>それでは、ただいま会議規則の第103条と第106条の関係について改正という形になりますので、こちらにつきましては本会議での議案提出が必要になってまいりますので、11月定例会に向けまして、今ここでご決定いただいたということですので、議会運営委員会からの発議という形で会議規則の一部改正をしようかと考えております。それでいきましたら、内容、まずは委員長と今日の会議の内容を踏まえて確認をさせていただいて、あとは議案として出来上がってまいりますので、それをまた皆様にご確認をさせていただいて、当日、議会運営委員長からの発議という流れでいいかなと思います。よろしくお願いたします。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>段取りはそれでいいと思うけれども、ちょっとまだ確認してないけれども、議案にする場合には文書が要りますよね。だから、もっと正確に言えば、次の本会議の前の議会運営委員会で一応、形式的かもしれないけれども文書を作って改正案を作って、そこで可決せなあかんですよ、この委員会で。可決した上で、全員一致だから委員長提案として本会議上程をするということを確認されればそれはそれでいいと思うんですけども、議案というか条項修正の場合、基本的に大体どこの議会も文書を設けてやるのが条件になっているはずだから、別に中身の問題じゃないけれども、手続としては改正案なりということになりますね。それをここで可決せなあかんということですよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>松井さん。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>この場で流れだけ申し上げますが、もしお許しをいただけるのであれば、先ほどの傍聴規則に関しては内部の議長の決裁という形を踏んでいただければ改正のほうを進められると思っております。</p> <p>そのときに併せてこの会議規則の改正案、これを皆様にお目通しをさせていただいて、なかなか次の議会運営委員会、そのために開催というのは難しいかと思っておりますので、次回定例会の前の議会運営委員会の冒頭で議題に上げていただいて、そのときご確認をいただくという手続を踏んでいただければどうかと考えます。</p> <p>以上です。</p>

<p>宮嶋委員長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>(結構ですの声)</p> <p>会議が始まって1時間ほどになるので、少し休憩をして2時45分から再開をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>この後は非常時における議会活動についてを議論したいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>そしたら、45分まで休憩とさせていただきます。</p> <p>(14:35)</p> <p>《休憩》</p> <p>(14:44)</p> <p>それでは、次に非常時における議会活動について検討いたします。前回配付いたしました資料の非常時議会活動資料をお願いします。この資料について、まず事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>令和2年以降、討論や表決などを除けば、オンラインによる開催は条例や会議規則の改正をもって可能であると総務省が見解を示したものの概要を記載したものであります。</p> <p>また、最下段に示すとおり、委員会への開催場所への出席が困難と判断される場合として、災害の発生や育児、介護などの事由をもって議員がオンラインにより出席することについても、各団体の判断により、条例や会議規則などの改正などの措置を講じれば可能であるとしております。</p> <p>なお、市議会議長会、町村議長会ともに、オンラインによる開催は新型コロナウイルス感染症の感染拡大が契機であり、あくまでも例外的なものであると考えられることに加えて、地方自治法の改正によるものではないことから、標準委員会条例や会議規則の改正は見送られておりますが、改正条文例は示されているところでございます。</p> <p>なお、資料の2ページには全国町村議長会の改正条文例と精華町議会の関係条文を、3ページには育児や介護、看護等についても記載している福知山市議会の関係条文を記載しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>本件については、前回配付いたしました資料1の2の②が関連しますので、併せてご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>この項目について、松田委員、佐々木副委員長から何か補足説明等がありましたらお願いをいたしますが、いかがですか。</p> <p>佐々木さん。</p>

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>この約3年間、コロナ禍でいろんな議会が様々な対応をしてきました。この動きというのは、どちらかというところコロナ禍だからこそ住民の代表の議会としては活動を止めてはならないということで、どういう方法を講じれば活動を止めずに、要するに例えば議会は大半の会議を減らすことも含めて議会機能を止めないで済むかということからの発想で、これは総務省が通知を出していますけれども、基本的には地方議会などの様々な意見がもとになっているものと基本的には理解をしています。</p> <p>精華町議会も、ここにあるようにコロナ対応ということでまず様々な例規の改定はしてきましたが、同時にその後、ここに書かれているように、災害時だけじゃなしに、これは地方議員の担い手問題も絡まって、いわゆる家族で介護をする方とか、または子育て中の方とか、そういう方が議会に出てきにくいという条件をできるだけ緩和するためにどうするのかというような議論があって、今、災害時と、それから育児、介護等というところが入ってきたわけです。</p> <p>そういう意味では、基本的には育児、介護等の条件によって、直接にはこの議会議員選挙じゃありませんけれども、木津川市及び精華町議会の選挙の際にそれぞれの議会が介護中の方でも議会活動できますよとか、育児中の方が家から委員会参加、本会議の議決は無理だけれども、それ以外の最近のあれでは本会議の一般質問もオンラインでオーケーというのが総務省ですから、本会議、決議をする以外の会議についてはオンライン参加が可能だという見解が出ています。あとは各構成団体というか、議会の判断によるというふうになっていると思います。</p> <p>さきほど申し上げたように、直接的には木津川市議会選挙、それから精華町議会選挙になるわけですがけれども、その2つの議会がちゃんとそういう様々な議員を受入れオーケーですよということを表明するというのも含めて、様々な方が議員になれる条件として、できるだけ幅広く議会活動が展開できるような状況にするほうがいいんじゃないかというふうに考えています。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それでは、今の説明を踏まえて検討したいというふうに思います。ご意見等ございましたらお願いをいたします。</p> <p>大角副議長。</p>
<p>大角副議長</p>	<p>じゃ、私のほうから一言発言させていただきたいんですけれども、今回、非常時における議会活動ということで、オンライン会議を認めるというところがあります。その中で、ここにくる組合議会、木津川市議会の代表としてということで、以前、森本茂議員が木津川市議会議員のアンケートを取られたという経過もありましたので、今回ここに臨む上で、各会派の幹事の方をお願いをしてアンケートを取って</p>

大角副議長 つづき	<p>ただきました。まず、それをちょっとご報告というか、発表させていただきたいんです。</p> <p>一つは、速やかに導入すべきと、質問項目の中に。それから、将来的に検討すべきであるが、現時点では時期尚早ではないか。現時点では時期尚早、その他、導入すべきではないとか、そういう3つ4つの質問項目を用意させていただきまして、その中の理由というところを紹介させていただきます。</p>
佐々木 副委員長	<p>ペーパーもらえません。 コピーしてもらえますか。</p>
大角副議長	<p>どうしますか。</p>
松井事務局長	<p>市議会のほうのやつは私どもではちょっと判断できないんで。</p>
大角副議長	<p>ああそうですか。じゃあそれはもう。</p>
山本委員	<p>木津川市議会でこっちの副議長としての判断で配付され、木津川市で決めたことですから。環境施設組合に配付するかどうかはアンケート取られた方はどう考えられているか。</p>
佐々木 副委員長	<p>どういうこと。 ここの今議論してるんだから。</p>
宮嶋委員長	<p>ちょっと待ってください。 佐々木さんは、議論を進めるに当たってコピーが欲しいということですね。</p>
佐々木 副委員長	<p>ですから、先ほど議論もあったけれども、私らが嘘のメモをしてるわけにいかないの、正確な情報を持って帰ろうと思ったらやっぱり客観的な資料が要ということです。</p>
宮嶋委員長	<p>事務局、コピーしてもらえますか。</p>
山本委員	<p>いや、ここがオーケーでなかったら。いいんですか。</p>

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>オーケー出すのに怒られないかんの、そんなもの。 意味ないやん。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、だから匿名性がそこにはありますので、誰それ議員がこう言ったとかいう話では多分ないと思いますので。 じゃ、コピーしてもらったほうが議論が進めやすいんやったら。 お願いします。</p> <p style="text-align: right;">(14:53)</p> <p style="text-align: center;">《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">(14:56)</p> <p>再開します。 じゃ、大角副議長お願いします。</p>
<p>大角副議長</p>	<p>アンケートなんですけれども、最初に、先ほど言いましたけれども、非常時のオンラインの導入のことと特別委員会の活用についてということと、2つの大きなアンケートがこの表には書いております。 最初に左側のほうですけれども、こういう形で速やかに導入すべきとか、そういう項目で、右側のほうが理由が示されております。 それで、一通り全部説明したほうがよろしいですか。かいつまんだほうがいいですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>お任せします。時間の都合がありますので。</p>
<p>大角副議長</p>	<p>時期的には7月に本会議が終了してから幹事会がありましたので、私のほうから提案させていただきました。お盆前に回収ということで設定させていただいて、こういう形になりました。 まず速やかに導入すべきというところで、オンライン会議は議員の今や常識になっている。これまで経験しないような災害も増えているという時代背景を考えると、オンライン会議の準備をすぐにでも整える必要があると考えるためというような形で、また、近年の台風や豪雨が広範に発生しているこのような状態を考えるとという、そういった理由でございます。 時期尚早というのは、議会でしか使用できないためとか、たとえば8人の議員で構成する一部事務組合がそこまでの必要性はないんじゃないかというご意見、現時点では時期尚早で、環境施設組合議会が行われる回数、議題内容等を考えても、非常時等における議会活動が必要だと思えない。議会開催の日程調整などで十分対応できる。非常時に議会を開くためのオンラインに多額の費用をかける必要性を感じられない。特に必要性を感じない。 導入すべきではないという意見の中で、総務省のさっき説明がありましたけれども、委員会開催限り可能としている。当組合議会は委員</p>

<p>大角副議長 つづき</p>	<p>会は設置していない。各議会自体がオンライン委員会の取組をどうするか課題整理が必要。木津川市議会でオンライン会議の検討もスタートしておらず、現時点で環境施設組合にオンライン議会等の導入の必要はないというような感じで、そういった理由でアンケートの結果となっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっと質問します。</p> <p>一番最後の導入すべきでないで、非常時に議会は何をするのかという驚くべき回答があるんですけども、非常時は議会は何もしちゃいけないと、あるいは逃げるんだと議会は。非常時から逃げるんだと。何が起こっても、最初から災害が起こると議会は逃げるんだというふうにこれ見えるんですよ。もしこんな回答をしたら、これ公文書だったら物すごい問題になりますよ。そういう意味でしょう、これ。非常時に議会は何をするのかっていったら、やることないよっていったんだから。</p>
<p>松田委員</p>	<p>まあ、でもアンケートなんだから。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>まあいいです。</p> <p>それと、もう一個、総務省の方向は委員会に限定すると書いてあるけども、これ既に5月の段階では、さっき申し上げたようにオンライン一般質問を容認していますよ、総務省は。だから、回答の前提自身がおかしくなっているんですよ。不正確な情報による回答ということになりますよね。それは認識されていますよね、総務省がオンライン一般質問に対してオーケーと言っているの。</p>
<p>山本委員</p>	<p>令和2年4月にですか。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>違います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと待って。</p> <p>佐々木さん、されてますよねとか聞くような言い方はやめてもらわないと。またそこでみんなが話しますので、話を続けてください。</p>

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから、総務省がオンライン一般質問をオーケーしたのは今年です。恐らく今年です。</p> <p>だから、もうちょっとお願いしたいのは、アンケートの前提として、政府が言っていること、全国の議会が何を考えているかということをも前提として正確な情報に基づいて答えられているとは思えないんですよ。もし反論があったら言ってもらった方がいいですけども、何でこんな回答が出てくるのかね。事実誤認も甚だしいと思うんですけども、これ、何でこんなことになるんですか、副議長。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>じゃ、大角さん。</p>
<p>大角副議長</p>	<p>この書いてありますとおり令和2年4月のことで見解を示している。今、佐々木副委員長がおっしゃっている5月に総務省で変わっていますよという話で、オンラインでどこでもできるということではありませんけれども、ちょっとうちの事務局と確認させてもらったところ、ある一部の部分のオンラインでの会議の開催というふうになっているようなので、それをどこでもできるかということではないというふうな解釈をしました。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっと副議長、具体的に教えてください。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと、手を挙げてちゃんと言って。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>具体的に教えてください。事務局は何ていったんですか。どこでもできない、どんなことができるとどんなことができないと言っているんですか、そしたら。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>大角さん。</p>
<p>大角副議長</p>	<p>何かの会議に入った議員が自分の家で参加したと。でも、個人で1人で参加しているかどうかの確認が取れないとかそういうふうなところで、誰かが横にいて誰かに言われているんじゃないとか、そういう個人で参加をしているという確定できないということがあるというふう聞いたので、なるほどなど。</p>

宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	<p>ちょっと、お願いだから国の言っていることを正確に理解しましょうよ。今おっしゃられたことに対しては、総務省がこの7月に通達を出しています。ですから、オンライン一般質問をやる場合の留意事項として、委員会も含めて留意事項として、例えば本人かどうか確認、それから第三者に勝手に、今の話ね。第三者に脅かされながら、要するに介入があるかの判断だとかという幾つかの留意点を通知しているんです。その留意点を踏まえた上で、有名な取手市議会さんとかつくば市議会さんはオンライン一般質問の開催要綱というのをつくって、今おっしゃったような要するに総務省が通知している留意点をそこに書いて、どうやって本人確認をするかとか第三者の介入があるかないかとか、要するに委員が独立公平性を保っているかどうかについては、そういうことを留意してルールをつくっている議会があるんですよ。これ、7月以前にあるんです、今年の。</p> <p>もちろん、今事務局から副議長が聞かれたのは、多分一部の状況というのは間違いないです。それこそさっきの話だけれども、つまみ食いですよ。国の動きの一部を、それをつまみ食いして、こんな危険があるよと副議長に伝えているんですよ。どういう意図なのかは知りませんがね。だから、もうこれ私はそういうつまみ食いやめましょうよ。国が示したこと、事実をやっぱり目の前で見て、じゃそれぞれの議会としてどういう対策を取ったらできるのかできないのかというのを考えたらいいだけの話であって、できない理由の一部を持ってきて危険がありますよみたいな話をしたのと話は違う。</p> <p>だから、申し訳ないけれども、ここに書いている理由を見ると、さっきも言いましたけれども、事実誤認も甚だしい。事実を認識していない上で回答している可能性が高いです、申し訳ないけれども。</p>
宮嶋委員長	<p>私も木津川市議会の議員の一人ですので、この趣旨は、速やかに導入すべきとお答えの方も、また将来は検討すべきであるが時期尚早ではないかという方も、現時点では時期尚早だ、または導入すべきではないという多様な意見が木津川市議会の議員の中にはあると。その認識の度合いは、今、佐々木さんが言われるように正確性に欠けるものがあるのかも分らんけれども、あるということをお伝えしたいという趣旨だろうというふうに理解しますので、ここに書いてある一人一人、誰かということも分かりませんので、そこをあまり強く指摘されてもこの場ではお答えができませんので、そういう意味のものだというふうにご理解いただければというふうに思います。</p> <p>ほかに、この非常時における議会活動についてご意見いかがでしょうか。</p> <p>山本さん。</p>

山本委員	<p>今、見ていただいたアンケート、これについて私も回答しました。どの項目かはいろいろあるんですが、個人的に言いますと、上から2番目、将来的に検討すべきであるが現時点では、私はこちらの意見でアンケートを答えさせていただきました。</p> <p>そして、理由はいろいろ私個人的にはありますが、これ以外にもまだまだ、これは要点をまとめて出ると思いますが、だから、私の意見としては、確かにこれから様々な議論、そして設備の費用、設備の内容を検討していく必要があるとは思いますが、現時点ではまだまだ早いというのが私のアンケートの答えであり、現時点の私の意見です。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	<p>ほか、いかがですか。</p> <p>谷口さん。</p>
谷口委員	<p>私は、これに対しては速やかに導入すべきという意見でした。もう今、本当に世の中オンラインでの会議って当たり前になっていて、私もZoom会議というのはよく参加しています。とりわけこういう精華町と木津川市でやっているこの環境組合について、やっぱり何か緊急のことがあったりとか本人に出られない事情ができたときの方法として、今オンラインという手段があるわけですから、それがあろうという、昔よりはそういう面では便利になっているんですし、それについてのルールをつくって、すぐにでも使えるように整備するというのが妥当だと考えています。</p>
宮嶋委員長	<p>ほか、ご意見いかがでしょう。</p> <p>谷川さん。</p>
谷川委員	<p>私も、アンケートでは、将来的に向けてであれば、現時点では時期尚早と違うかということを出させてもらっています。</p> <p>その理由としては、専決処分できるものもあるので、それでいいのではないかなと、それでさせていただきました。</p>
宮嶋委員長	<p>松田さん。</p>
松田委員	<p>感想というか意見なんですけども、今、木津川市で市議会のアンケートをされたというお話を聞かせていただきました。ただ、ここで議論すべきは、じゃここの環境施設組合としては、例えば先ほどあったコロナの話でありますとか、また台風とか非常事態が起きたときにどうするのかと、どういうふうに議会としていろんなことに対応してい</p>

<p>松田委員 つづき</p>	<p>ったらいいのかということを考えていくのがこの組合議会の役割だと思います。</p> <p>ただ、必ずしもその仕組みをつくったからといって、じゃそのことを明日から実践しましょうということにはなかなかないだろうというふうに思うんです。それこそ議会に出てきている議員の方がよしやりましょうということにならないと、それはなかなか前に進まないだろうというふうにも思いますので、ただ大事なことは、そういう議論を今から少しずつでも進めていくということは必要ではないかなというふうに思います。いろいろ各議会によって違うでしょうけれども、先ほども言いましたように、繰り返しになりますが、ごみ処理を請け負っていただいている環境施設組合の議会としてどうあるべきかというのは議論としては進めていくべきではないかと。その中の一つに、今提案があったようなこういうオンラインでの非常時の議会を開いていくというふうなことも一つの方法としてあるのではないかなというふうに思いますので、繰り返しになりますが、議論としては前向きに進めていくべき、こういう時期に来ているのではないかなというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、ご意見いかがでしょうか。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>もう基本的に、結論としてはやるべきだというふうに考えています。</p> <p>木津川市も精華町議会も、前も申し上げましたけれども、議会基本条例を持っているわけです。その前文なり、また目的のところだと思うんだけど、首長との関係、二元代表制というのを使っているわけですね。社会一般で二元代表制というのは、それぞれが住民から直接選挙をされた政治家、公人であって、いわゆる対等、平等の関係になってくる。法的には、細かいことを言えばそれは首長のほうが若干権限ありますから、でも建前上、議会と行政というのは両輪になっているわけです。</p> <p>ところが、さっきあったように、専決処分に任すべきという話だと、その議会の任務放棄なんですよね、それは。もうやんぺといってるのと一緒になんですよ。基を言えば、どう思うかは別にしても、皆さん一人一人がやっぱり数百人または1,000人を超える方の支持をもらっているわけでしょう。その方の負託を受けながら、代表であるにもかかわらず仕事しませんよなんて絶対言うものじゃない、そんなことは。もっと言うならば身を挺しても仕事をすべきなんですよ。何か起こったときに住民のためにどうしたらいいのか。しかも専決処分なんてできないことじゃないけれども、乱発はやっぱりできないし、議会としては住民代表の住民の意見を聞いて、じゃ非常時に市や町が</p>

佐々木  
副委員長  
つづき

行う予算検査とか、または救済・復興対策だとかというのが本当にそれでいいかというのをチェックする任務があるわけですよ。

何が言いたいかというと、木津川市議会、今20人ですね。精華は18人ですね。最悪、半分まで来なくても、半分というか、半分来なくても議会は成立しますよ。9人とか8人とか来なくても議会は成立するんです。開けるんです。ところが、ここは8人しかいないんですよ。8人の議員しかいないところに、仮に5人が来なかったら議会は成立しませんよ。開けないでしょう。開けなかったら何の決議もできない。ということは、木津川市や精華町の欠けてもいい人数よりも少ない人数でこの議会は機能不全に陥るわけです。

だから、逆に言えば、小さい議会であればあるほど被災して亡くなっちゃうとかけがして来れないとか入院したとか、感染して、または濃厚接触者で来れないとかいう方が発生した場合というのは、小さい議会であればあるほど活動できなくなっちゃうから、逆にそのほうが何らかの代替手段を考えておかないと、結果論として回り回って市民に、町民に迷惑をかけるということになるわけですから、ただ、これを決めたからって、議会をやめて、委員会をやめて、これでやるわけではないわけで、通常の状態のときには当然参集してもらうわけですよ。集まってもらうわけ、身柄でね。けども、何かあった場合、非常時だとか、さっきあったように総務省も言っているような、どうしても子育てでちょっと当日は来られないとか、子供を見る人がいないだとか、またはどうしても緊急にうちの実家の介護に行かなあかんとかいうような場合、その電子装置があれば、パソコンとかがあれば、それは遠隔だけれども参加したことになるよという制度をつくったらどうかと言っているだけであって、あしたからすぐにやろうということを行っていることでも何もないです。

しかも、このアンケートの中にちょっと気になるのがあって、例えば多額のお金を使ってとある。だって、まだ検討もしていないんだから、幾らかかるかなんて全く分からないじゃないですか。精華町議会の場合の経費でいえばほとんどかかっていませんよ、お金は。議会の通常活動のツールとしてタブレットの貸与はしていますが、それには費用がかかっているけれども、非常時の運用としての機能という、コストというのは、ほぼ今のところかかっていないんですよ。だから、何をもってこんな多額の金を使ったらあかんという主張なのかが全く分からない。

もしかするとこれ、こうした計画書か何かでオンラインの非常事態に対応するような制度をつくったらむちゃくちゃなお金がかかったという例があるかもしれないけれども、あるんだったらその例を教えていただきたいと思うんだけどね。

だから、根拠がないようなことで出されている部分もあるから、アンケートを置くにしても、取りあえず非常時のことを想定して動くというのが今の日本の常識でしょう、政府にしろ会社にしろ個人にしろ。だから非常袋でも言われているわけですよ。3日分ぐらいの食料の準備をしとけと言われるわけですよ。それだけ当たり前になってい

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>るのに、うちの議会は関係ないということが言えるのかどうかという話ですから、そんなことを言える状態ではないと思っています。 以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、ご意見いかがですか。ほか、よろしいですか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>このアンケートの中にある速やかに導入というのは分かるんですけども、将来的に検討すべきであるとかいうことは、今は検討すらしたらあかんという意味合いに取れるんだけれども、その理解でいいのかどうか。で、それは何でなのかですよ。検討すらしたらあかん。もちろん、検討した結果お金がかかるなり手間がかかるということで実施時期がずれるということは、それはあり得ると思うんだけれども、検討すら認めない理由が分からない。検討すらしたらあかんという理由は何なんでしょうか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>検討するなどは言うてないです、ここでは。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>いや、現段階ではって書いてある。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>だから、結論はオンライン会議は時期尚早ではないかということが結論ですね。 何でということ、それぞれのところはそういうことでしかないの、そこをここの場で問うてもろうてもそれは答えられないので、それはちょっと置いといてください。 それで、今それぞれご意見いただいたわけですが、ちょっと検討すべきだということ、検討すべきだけれども時期尚早ではないかという2つがあるのかなというふうに思うんですが、どうさせてもらいましょうかということですが。 山本さん、ありましたらどうぞ。</p>
<p>山本委員</p>	<p>この議運に参加されている方、議長、副委員長で8名なんですが、一応参考意見として木津川市のアンケートというのを副議長が提示されたということですので、それ以外に何も含みはないよね。アンケート取ってこういう結果でしたという。それだけ確認させていただきました。 それで、この議運での個人の意見は、私は先ほども言いましたけれども、この議運では意見はそれで。</p>

宮嶋委員長	<p>それで、非常時の議会活動についてどう進めていけばという、ちょっと意見がそれぞれあって、どういうふうにまとめていこうかということなんですけれども、谷口さん。</p>
谷口委員	<p>オンラインの導入については、検討しないという選択肢はないんじゃないかなと私は思うので、先ほど松田さん言われたように、前向きに議論を進めていくというのが今考えられることかなと思います。</p>
宮嶋委員長	<p>時期を定めているわけじゃないんですけれども、非常時の議会活動について引き続き検討するということでは皆さん一致なんですか。それとも、それは必要やけれども今は検討すべき時期ではないというふうにお考えなんですか。そこはどうなんですか。 山本さん。</p>
山本委員	<p>現状、今までコロナ禍がありました。そして豪雨もありました。その中で現状、アンケート、オンライン会議の必要性はなかったんですよ、木津川市議会では。そういうのを含めまして、時期を決めてまず先ほど言われた検討というのは、まずはそこまでは必要ないです。そして、今から検討すべきかどうかいうのもそれほど現時点においては必要性はなかったということで、そのことを今から検討すべきだというものでもないとは私は思っております。</p>
宮嶋委員長	<p>松田さん、どうぞ。</p>
松田委員	<p>すみません。先ほど申し上げましたけども、それこそ非常時というのはいつ来るか分からない。例えば、地震はいつ起こるか分からない。風水害いつ起こるか分からないという状況では、せめてやっぱりそういったときでもとりわけごみを処理していただいているこの組合議会としては、今すぐはできないにしても、やっぱり前向きに考えていかないと、本当にそれこそ責任が果たせないのではないかというふうに思っています。</p> <p>私は、もうすぐにやって、すぐに実行できるようにしましょうという意味ではないけども、少しずつでもやっぱり前向きに進めていくべきではないかというふうに思っています。</p> <p>だから、何から始めていいのかというのはちょっと今すぐには出ませんけれども、そのことを組合議会で進めることがほかの議会にも、やっぱり言ってみればそういうことを行政実例として響いてくるのではないかというふうなことも考えられますし、できるところからでもやっぱり検討は進めていくべきだというふうに思っています。</p> <p>以上。</p>

宮嶋委員長	<p>ほかいかがでしょうか。 佐々木さん。</p>
佐々木副委員長	<p>先ほども申しあげましたけれども、少なくとも精華町議会の中では、18人の中で行政に対して防災計画要らないよと、何かあってもそんなの要らないよと言っている人は一人もいません。恐らく木津川市もそうだと勝手に推測しますけれども、今まで何もなかったから起こらないというのはそれと一緒になんですよ。</p> <p>でも、この間、世界中を見ても日本全国を見たって、あんなところであんなことが起こっているわけです、いろんなことが。だから、いつ何が起こるか分からないという考え方を持つのが今は常識なんですよね。</p> <p>この間、京都新聞で、あれ昭和28年かな、水害の特集というのをやっていますけれども、その中に木津川市も含まれてるじゃないですか、被災した中に。たった数十年前ですよ、その話。たった数十年前。これが1000年も2000年も前の話じゃないからね。何で今までなかったから今後はないんだという発想になるのか全然分からない。理解不能です、それは。</p> <p>だから、やっぱりそういう意味から言っても、しっかりと何かあったときの備えをしておくというのは、議会だけは安全だとかそんな根拠はどこにもないんだから、我々一人一人が、8人が被災しないんやということがどこにもないんだから、何かのときのために備えておくというのは当たり前の話であって、それを妨害するとはわけが分からない、と思います。</p>
宮嶋委員長	<p>ほか、ご意見。</p> <p>このメンバーでこの委員会または議会を構成するのは、あと精華町の改選が再来年の5月にありますから、それまでの間は、木津川市も再来年の5月がちょうど2年の改選ですので、そこまではこのメンバーでやれると思うんです。だから、この1年8か月ほどの間にこの問題を前に進めるための議論をするということで、お尻をそのぐらいに置いて考えるというのであればもう少し議論ができるんですけども、と私は思うんですけどね。ただ、次の定例会に何かを提案できるかとか、それからその次の定例会に何かを提案できるかという、議論すべき課題はたくさんあるから、もしそういうことでよければそうしますけれども、ただ、山本さんはもう今のこのメンバーでやる必要はないという先ほどのご意見のようですから、そこが一致しないとちょっとこれ自身は前に進められないんですけれども、どうでしょうか。</p> <p>山本さん、どうですか。1年8か月ぐらいの間をめぐりに考えていくということにはなりませんか、それは。</p> <p>はい、山本さん。</p>

山本委員	それをめどに考えるということには、私の意見としてはありません。その時期を決めてめどというのは、私の考えにはありません。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木副委員長	ちょっと会話の途中で申し訳ないけど、山本さん、本当に何も起こらないと考えているんですか。なぜそこまで固執されるんですか。非常時対応、別にこんなもん精華町議会ではいろんな会派あるけども、誰も反対しませんよ、非常時に備えるという話は。なぜ木津川市の一部でそんな、議会だけは安泰で何も起こらないみたいな楽観論があるのか、よく分からない。もしこれが何もしなかって、結果的に迷惑を被るのは市民ですよ。なぜそこまで、検討すらしないというところにこだわられるんですか。本当に市民のこと考えているんですか。もし意地になっているんだったら、それは率直に直してくださいよ。私たち市民のために働くんだから、もう一遍聞くけれども、何でそこまでこだわるんですか、非常時に備えること、だめだというのは。以上です。
宮嶋委員長	何かありますか。 山本委員。
山本委員	非常時に対して何も考えていないとか、そういうことではありません。 なぜそのように決めつけられるのか分かりません。考えておりますが、しかし対応はいろいろあります。オンライン会議のほかにも。
佐々木副委員長	じゃ、言ってください。
宮嶋委員長	ちょっと、発言中だから。
山本委員	そういうふうなのをいろいろ対応策を決めて、今までこのコロナでも木津川市は対応してやってこられましたので、まだオンライン会議というのを検討すべき時期を決めて検討というところまではいかないという考えです。
宮嶋委員長	佐々木さん。

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>しつこいですがけれども、何ですか、それ。だって、今おっしゃったのは、オンラインにこだわらず非常時に対応することはやっていたとおっしゃるわけでしょう、今。非常時に備えることは駄目だとは言わないとおっしゃったわけですよ。そこまでは分かります。だとしたら、オンライン会議がちょっと時期尚早とおっしゃるんだったら、別の方法を提案してくれたらいいわけです。オンライン会議に代わるような具体的な方法はこれがあるよと、まずそれを検討しましょうという提案だったら分かります、まだ。けど、何もしなければ、この委員会に6人、議場に8人、身柄で集まらなかったら活動ができないんですよ、この議会は。その状態は非常に危ういんじゃないかというのがこの議論の発端でしょう。議員が死ななかって、感染、濃厚接触、被災で入院、けが、それは十分考えられることなんですよ。そのことに全く想定をしないという、しなくていいという議論は、これ絶対あり得ない。その上で、今提案あったオンライン会議以外の方法があるんだったら提案をしてください。でないと、申し訳ないけども、お二人は全く非常時にその気がないと判断させていただきますよ。違うんだったら、こういう方向でここで議論しましょうという代案を出してくださいよ、聞きますから。ちゃんと聞きますから。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、ご意見どうですかね。</p> <p>先ほど言いましたように、このメンバーでやれるのは約1年8か月ありますから、その中で検討を進めていこうということを言いましたけれども、それも必要ないというような意見もありますので、今の時点では今日自身の議論をこれ以上前に進めていくことはなかなか困難かというふうに思いますので、出された資料をさらに深めていただく。また、木津川市議会のほうでも、非常時における議会活動の在り方については今までそういう議論がないように思いますので、これを機会に考えていただくということで、今日についてはもうこれ以上は前に進められないのではないかと思います。いかがでしょうか。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>それは違うと思います。少なくとも、さっき山本さんは考えていないとまでおっしゃったわけですよ。だったら、2か月ぐらい時間を置くとしても、今から8月だから10月ぐらいまで、木津川市も9月議会だろうから、その間に代替案を出してくださいよ。何もしなくていいというんじゃないというふうにおっしゃったわけだから、じゃ何するのと。非常時に備えてオンライン会議の制度をつくりましょうという提案をさせてもらっています。それに対して、それは必要ないとおっしゃるわけです。じゃ、別の手段があるんだったら別の手段を提案していただきたい。じゃないと、考えましょうだけやったら話が進みませんよ。次の会議でまた、さあとなっちゃうわけだから、少なくと</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>も次の議運の、今度始まる二、三週間前までに、この問題考えるのであれば考え方を示してください、今抵抗されている方。ないんだったら次回から検討を始めましょう、もうこの検討を。そうじゃなかったらいつまでもずるずるいきますよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>よろしいか。という佐々木さんからの意見ですが、山本さんいかがですか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>先ほどの委員長の提案で、私はそれでいいと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>すみません。佐々木さんが言っているのは、オンライン会議に代わる提案が次回の議会運営委員会までに提案いただけますかと聞いておられるわけですが、それについてはいかがですか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>災害対応いろいろあります。先ほども言いました。オンライン会議に特化した議論ではないんです。災害対応について様々な需要があります。そういう検討をやってまいります。 ただ、オンライン会議に特化して、それができないんならその代案とかそういう考えは私はございません。対応できる様々ないろんな対応があります。ただ、オンライン会議に対しての代案とか、そういうのはないんです。全て災害時の対応について取ってきました、木津川市はね。それでコロナ禍も乗り越えてきましたし、そういうやり方をこれからも木津川市は模索されると思います。 今、議員構成が変わりまして、まだそこまで議論は煮詰まっていませんが、これからそういう災害対応全般、これは議論があります。しかし、佐々木さんが言っておられましたようにオンライン会議に特化してと、そういうものではなく、全てに対して対応はこれから議論は進むものだと思いますので、そういう考えです。まだこれからです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>山本さん、ちょっと正確に議論しましょうよ。 今日の議題もそうだし、それから前回の議会からの申し送り事項もそうだけれども、どこにもオンライン会議と書いてないんですよ。非常時における議会活動ですよ。ここでもそうでしょう。申し送り事項にも非常時における議会活動についてと書かれているわけですよ。 だから、今私たちが議論しているのは、オンライン会議オンリーで議論しているわけではありません。非常時にうちの議会がどう対応す</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>るかを考えましょうという議論をしているんです。その1個の手法としてオンラインというのをいろんな議会でやっていますね、また、総務省もそれを容認していますねという資料が出ているんですよ、今。</p> <p>だから、この容認されていることを進めるか、もしくは山本さん、さっきから何遍もおっしゃっているように、はっきりはおっしゃらないけれども、ほかの方法があるんだったらほかの方法も併せて合体して検討したらいいじゃないですか、この委員会で。オンラインに特化しないとやるんだしたら。それは構いません、私は。オンラインだけに特化する気はありません。ほかの方法があるんだしたら併せて考えましょうよ。</p> <p>だから、私は何遍も言ってますやん。聞きますよと言ってますやんか。ほかの手段があってそれが提案されるんだしたら、それは十分検討させてもらいますよと何回も言わせてもらっているわけです。それすらあかんとすると、それはもうこの議論を終結させる発言になっているわけですよ、そこまで言っちゃうと。</p> <p>だから、非常時対応をこの委員会がしないでもいいなら、何でしないでもいいのかという話になるわけですよ。その理由がはっきりしない。今のところ分からない。この議会だけが安泰でいられるという証拠も立証も何もないから、8人だけは、じゃ何があっても何も被災しないんだと、感染もしないんだと、そんなことはあり得ない話ですよ、科学的に。だから、非常時対応の代案を出してください、次回までに。じゃなかったらこの議論、全然進みませんよ。約束してください。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>よろしいか。何かご意見ありますか。 谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>災害対応のためにみんなで話し合っていくというところは、恐らく誰も反対はされていないと思うんです。ただ、それをどんなふうにするかとかイメージが想像がつかないとか、そういう部分があったりするんで、私の提案としては、まずは先進的にオンラインの会議を導入されている事例とかをちょっとみんなで情報共有したりしながら、具体的にどんなことを災害対応したらいいんだろうという、何か具体化していくのを少しずつ情報を得ながら考えていくという方向でどうでしょうか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがでしょうか。 松田さん。</p>
<p>松田委員</p>	<p>今のお話とよく似ているんですけども、この出していただいた資料を見せていただいても、全国町村議会議長会から出している改正条文例を見たときにも、一番肝心なことは、この会議の感染症</p>

<p>松田委員 つづき</p>	<p>や有害な、また大規模な災害等の発生、そういったときに委員会あるいはここで言えば組合議会を開催する場所への委員の参集が困難である場合に、じゃどうしましょうかという話で出てきているのが、この町村議長会から出ているのもオンラインでという話であると思うんですが、先ほど議論されているように、実際ここに来られないけれども必要性があると、組合議会を開かないといけない、そういったときに、じゃどういう手段があるのかというのは、もしお考えがあるのであれば、こういう場合はこうしたらいいんじゃないかみたいなものを出していただくのと併せて、今そういういろんなツールが発達していますので、そのあたり、ひとつ手段としてはオンラインを使うという手もあるよねみたいなことで、先ほど谷口さんおっしゃったように、まずそういう考えというか知恵を出し合って、本当に非常時のときに組合議会としてはどう責任を果たしていけるのかということ議論しながら進んでいくということがまず第一歩じゃないかなというふうに思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございます。 ほかいかがでしょうか。ほか、特にご意見ございませんか。 今日の終了時間の関係から、残っている案件がありますので、今日自身、この非常時における議会活動についての具体案を、特に委員会の開会の特例といったような町村議長会が示しているようなものを、直ちに具体化するということにはならないかというふうに思います。 ただ、委員の中からも出たように、これを検討していこうという声がありましたので、今日自身はそうした出た意見をそれぞれもう一度整理していただいて、次回といっても11月議会の議会運営委員会になりそうですので、ちょっと今後の進め方ですね。11月の議会運営委員会でもいいんですけども、何らかの形で議運としての方向性はちょっと出していかないと意見がまとまらないまま終わりますので、それについてご意見がありましたらお願いをしたいんですけども。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>一応、この間何回かこの組合議会に対して意見聴取があったわけですね。今回もあったわけです。そこには可能な限り意見を集約して出させてもらっています。ただ、今回も全員からでてきたわけではないという現状があるんですね。 さっき通知があったけれども、11月の議運まで待つわけにはいかないので、今回の場合は8月7日、要するに2週間前に提案の締切日があって今日を迎えるということでありまして、最低限2週間は要するという事務局の判断だろうと思うので、少なくとも次の議運の2週間前までに、オンライン会議に特化したくないという意見もあるわけですから、それ以外の、今提案させてもらっているのはオンライン会議ですけども、それ以外の非常時対応というのがもしあるんなら、そ</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>れでできるのであれば、必ず思っている方は提案をしていただきたい と思います、次回の議運に。せめて2週間前までに。それで全員でそ の2週間で情報を共有して、また新しい情報なり、またはその関連す る実際にやっている議会の情報なんかも収集しながら、次の段階の議 論にするということが建設的な方向ですので、何遍も言います。オン ライン会議に特化するとこまでこだわってはいません。取りあえず非 常時対応をどうするか、というのがメインのテーマ、論点ですから、 非常時対応についていろんな考え方、やり方があるというんだったら 出していただきたい。それは約束する、ここで確認していただいたら と思います。 以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、佐々木さんから提案がありました。佐々木さんの提案いかが でしょうか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>提案、それはそのとおりです。しかし、必ず約束とか、そのような 決めつけは私はなじまないんじゃないかなと、このように考えており ます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがでしょうか。 ちょっと待ってください。ほか、いかがですか、今の佐々木さんの 提案に対して。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>そうじゃなくて、約束できないなら、もう意見がないということ ですから、従いますということですよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>よろしいですか。 ちょっとまた後の議論になりますけれども、議運の日程についても ちょっと議論、こういう案内文がありますけれども、本会議の1週間 前ではないんです。あとの事情をまた説明いただけるかと思うんです けれども、そういう関係で、2週間程度ということですが、 佐々木さんのその提案でよろしいですか。それぞれが非常時における 議会活動についての意見を出して、それを次回の議会運営委員会で検 討するということがよろしいですか。 谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>それは11月24日の2週間前ということですか。</p>

宮嶋委員長	2週間前かどうかは事務局に確認、最終的にしますけれども、事前 にという意味合いで。
谷口委員	次回の議運は11月24日ですね。
宮嶋委員長	それも最終的にここで確認をしないかんですけれども、ちょっと 変則的な日程になっていますので、じゃ、ちょっと事務局のほうに聞 きますけれども、今の佐々木さんの提案で言うたらどれぐらいの時間 があれば。 松井さん。
松井事務局長	<p>この後、また改めてご提案させていただきますが、次回の定例会に ついては11月29日を予定しております。1週間前であれば11月 22日となりますが、議会運営委員会は、ちょっと別の日でご提案を させていただこうと思っております。</p> <p>いずれにしても、この週、22日の週が議会運営委員会の候補日にな ろうかと思っておりますので、その前の週、11月13日の週あたりのど こかであれば、十分にうちのほうで整理をして、また事前に資料を配 付することが可能だと思っておりますので、候補日としては11月13日の 週のどこかというような形であればおおむね議運の。</p> <p>失礼しました。その前の週です。11月6日の週ですね。11月6 日の週です。失礼をいたしました。2週間前でないと事前配付ができ ませんので、1週間前あたりに事前配付をするために、その前の1週 間で期日を切らせていただきたいというお願いですので、大変失礼を いたしました。</p> <p>13日の週に、おおむね1週間前になりますので、このときに事前 配付をさせていただくと。そのためにその前の週、11月6日の週、 このあたりに取りまとめの期限を決めていただければ、事務局のほう では対応をさせていただけるかと思っております。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	今日から言えばかなりのまだ余裕がありますので、じゃ、もう11 月6日というふうにしておきましょうか。
山本委員	議運を。
宮嶋委員長	いやいや、提案の締切日を。非常時における議会活動について、オ ンラインも含むそれ以外のことも含めて検討課題というか、こういう ことを検討したらどうかという提案を11月6日までに事務局に出し

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>てもらおうと。そしたら、事務局のほうでそれを整理して、少なくとも議運の1週間前には皆さんのところへ届くようにしたいということですので、それでよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、そうさせてもらって、今の佐々木さんのやつを再度整理しますと、今議論しているのは非常時における議会活動の在り方でありませう。それが特に今焦点になっているのはオンラインでの委員会の開催や一般質問ということなんですが、それ以外も含めて、広く皆さんのほうから今日出た議論を踏まえて提案をいただくということをお願いをしたいと思ひます。今日の議論を十分また踏まえていただいて、お願いをしたいと思ひます。</p> <p>じゃ、これについては一旦ここで置いておきます。</p> <p>それで、時間のほうがあまりないんですが、ここでちょっと一旦休憩をしたいと思ひんですが、あと相談、少なくとも今日必ずやっておきたいなと思ひているのは、特別委員会の在り方のことと、それから伊藤前委員の対応についてのことと、それから今後の日程、特に24日という、必ずしも1週間前にはなっていない。ちょっと議会運営委員会の日程についての皆さんの了解を含めて、そこまではちょっとやりたいと思ひていますので、できるだけ発言は的確にコンパクトにお願いできたらと思ひています。</p> <p>そしたら、すみません。4時まで休憩します。</p> <p>(15:52)</p> <p>《休憩》</p> <p>(15:59)</p> <p>ちょっと早いですけれども、全員おそろいですので始めさせていただきますのでよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、結構ですの声)</p> <p>それでは、次に特別委員会の活用案について検討いたします。</p> <p>なお、先ほども申し上げましたように、時間がそう多くありませんので、できるだけ要点をまとめていただきまして簡潔にご発言いただきましたら幸いです。</p> <p>特別委員会の活用についてのご意見ございませんでしょうか。</p> <p>大角副議長。</p>
<p>大角副議長</p>	<p>先ほどお配りましたアンケートのほうで説明させていただきます。</p> <p>木津川市議会の意見として、特別委員会の活用について、主に予算・決算に係る特別委員会の設置で、速やかに設置すべき。その理由、本会議では議案3回しか質疑できないので、委員会でやるほうがスムーズで分かりやすくできるということと、あと、設置すべきでは</p>

<p>大角副議長 つづき</p>	<p>ないというご意見が、組合議会になじまない、事前通告して質問に対して回答を受けられれば回答漏れもないと考えられる、変更すべき特段の理由が見当たらないので現状維持、一部の議員の意見に振り回されている感がある。議会運営上の大きな問題であり、構成市町の議員の多数の意見を尊重すべき、組合議員8人で審議していただいていると認識しており内容がそれほど多いと思わない、現状で問題なく取り組めており、特別委員会の必要性は感じません、年2回の議会の状況で特別委員会は不必要と考えます、特に必要性を感じない、とあります。また裏面にも書いておりますけれども、そういう形で目を通していただければと思います。あとその他で、一般質問通告で行うような事前の質問提出の仕組みを導入する。そうすれば全ての議員で疑問を共有することも可能になる。さらに十二分に疑問が解消されるため、3回ルールは廃止が必要だとか、一問一答で質疑できるルールに変更すべきと考えます、設置ありきの議論は意味がなく必要性につき議論すべきだとして、設置ありきのプロダクトアウト的な考えではなく、特別委員会の設置が必要な理由は何なのか、設置しなければ何が問題なのかを議論すること。その上で、設置するかしないかを定めるべきである。会議体はできるだけシンプルに、生産性を向上させること。現状で目的が達成されているのであれば、あえて特別委員会の設置は不要である、こういったご意見であります。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございます。 ほか、いかがでしょうか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>今、副議長が述べてもらった、これは公文書でよろしいですね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>公文書。扱いですか。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>木津川市議会で保管されてる文書ですね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それはちょっと違う。あくまでもアンケートであって、佐々木さんが具体的にコピーしてほしいと言うからコピーしたもので。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから委員長、だとしたらこの文書、何なんですかという話なんですよ。</p>

宮嶋委員長	だから、それぞれの意見を聞いて。
佐々木副委員長	だったら公文書じゃないですか。木津川市から代表して今発言してるんだから。でしょう。これが個人のペーパーだとしたら、こんなもの扱うべきじゃないですよ、ここで。
宮嶋委員長	今のことについて。
佐々木副委員長	どういう文書なんですか、これは一体。文書の性格は。
大角副議長	これは、だから木津川市の代表として今回参加させていただくので、そういう意味で皆さんの意見をもうちょっと聞かせてくださいということでもとめたもので。
佐々木副委員長	そしたら、市議会からの文書ですか。
大角副議長	これはアンケートを聞かせてもらうということでの対応です。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木副委員長	アンケートだろうと何であろうと、議会が関わった行為で事務局が管理したら公文書ですよ、それは。もちろん情報公開請求したときに個人名が消されることはあるかもしれないけれども、木津川市議会の議員の意見としての文書だったら間違いないわけで、だから情報公開条例の対象文書でしょう。だから今日この公的な場で発言されているんでしょう。これがもしプライベート、私的な文書だったら何でここでそんなこと扱うのという話になりますよ、単なるメモだったら。 今の副議長の発言は、木津川市議会でアンケートを取った、その結果を木津川市議会の代表として報告されているんですよ。じゃ公式文書でしょう、これ。よろしいですね。それで。 だから、どう扱えというふうにいうんですか。
宮嶋委員長	ちょっとね、もうちょっと落ち着いて発言してください。

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから、公式文書ですね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>あなたのように威圧的に言われたら、みんな発言しにくくなるんですよ。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから、公式文書でしょう。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>だから、公式文書と言われたら、公式文書と私文書と何の違いがあるのかということで、発言についてはまた考えるじゃないですか。いわゆる今回こういう議論があるから、木津川市議会の皆さんがどんなふうを考えているのか、この5人だけでは分からないから皆さんに聞いたんですよという程度のことにはしか、それ以上のことを言われるとやね、一人一人の発言、じゃ何で出したのかと、また逆に、私の書いたアンケートは今日のこの議運に文書として出されるものと思っていないと思われる方もいるかも分からんから、だから意見を聴取するという扱いでしょう。それ以上のことを言われてもね、何か議論が進まないですよ。 どうぞ、佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>それは違うと思うんですよ。前回の改選前の議会では、2月の段階でこの議会運営委員会で何が決まったかということ、木津川市議会の意見というのは17対3で委員会要らないというのが出ているんですよ。そのときも同じようにアンケートの結果ですよ。つまり、この議会運営委員会で、私文書か公文書かは別にしても、木津川市議会のアンケートが本来8人で決めるべきことを左右しているんですよ。そういう主張があったから、木津川市議会の多数がこういう意見だよというのがあったから、2月の段階でね。それは木津川市議会の総意として受け止めているわけです、まず総意として。 だから、それ以上の問題はないとおっしゃるかもしれんけれども、それはそうなんです。事実行為としては、20人いる議員さんの意見を聞いたのは間違いのないわけだからね。その文書として出ているわけだから、私は記録的には公文書だと思うんだけど、もう一個確認したいのは、これあるでしょう、申し送り事項。要するに改選前の申し送り事項。これを20人の議員さんが読んだ上で答えているかどうかの確認です。さっきの話じゃないけれども、この回答を読んでいると、これを読んでいないから書いている可能性があるのが幾つかあるんですよ。 もちろん、ただ一議会が、特定の一部事務組合、ここの事務組合の議会運営に関してですよ、さっきちょっと代表という言い方でお話し</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>やったけれども、法的に厳密に言えば、私らは精華町議会、木津川市議会の代表ではありませんよ。あくまでも構成団体から出ている議員であって、代表ではありません。もし代表だとしたら、一々一個一個の議案に対してそれぞれ精華と木津川の皆さんの議員の意見を聞いた上で、私らが決定せなあかんのですよ。なっちゃう、そう。</p> <p>じゃなくて、8人はこの一部事務組合の独立した議員なんです、法律上は。だから、本来8人が責任を持って決めることなんですよ、この議会運営に関しては。それに対して一方の議会がそのアンケートを取る。別にアンケートを取ることはあかんとは言わないけれども、そのことをまとめてくるということが、ある程度関与するという、ほかの議会に対する関与になってしまうという話になってしまうので、だから、私ら代表して議席に立っていないでしょう。要するに木津川市議会、精華町議会で選挙をされて出てきてるんですよ、あくまでもね。という存在であるということ。</p> <p>だから、例えばこれ読んでいる範囲でも、ここに書いてあるんだけど、例えば目的が何だか分からないとか必要性が分からないとかいうことが書かれていますよね。でも、ここを読んだら分かるじゃないですか、何でこんな議論になっているか。</p> <p>一番僕困るのは、会議規則で本会議質疑に関しては意見を言えないというルールがあるわけでしょう。要するに、ここでちゃんと書かれているように、第54条第3項で、議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べるができないと書かれているわけですよ。もちろん質疑をするための前提としての意見はあり得ると思うけれども、意見だけ言うことはできない。けども、委員会に関しては、どこの議会でもそうですけれども、意見ができるんです。</p> <p>それと、やっぱり本会議は3回制限がかかるということで、精華や木津川がやっているみたいに、要するに予算決算委員会でそんな制限かからないでしょう。だから、同じように構成団体の本体がやっている委員会方式をその構成団体両方やっているにもかかわらず、なぜか集まってきた一部事務組合の議会ではそれは否定されるという話になっているわけですね。極めて不思議な話なわけで、確認です。このアンケートを取る上で、これは皆さん読まれた上で回答しているということでもよろしいですね。これ、配ったの。だからアンケートの前に。</p> <p>つまり、この議会ではこういうことが今引継ぎ事項として前期から引き継いでますと、こういうことが論点になっていますと書かれているわけですよ、ここの中には。論点を理解した上でアンケートに応じるのはいいと思うけども。思うけれども、論点を知らないままに書くと、これ、あくまでも主観的な意見になっちゃうわけですよ。客観的な意見じゃなしに、自分の思いが中心になってしまうおそれがあるわけだから、今何が起こっているかを情報提供はされているという理解でよろしいですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>されてない。</p>

佐々木 副委員長	されてない。だとしたら、これは一体何だってことになるんですよ。何なのかと。
宮嶋委員長	<p>分かりました。</p> <p>私のほうから言うのも何ですけれども、この議会運営委員会で、先ほどあった非常時のことや、それから特別委員会の活用について議論があると。ただ、今回初めてこの環境施設組合に出てこられた方もおられて、十分に自分だけでは判断できないから、皆さんの意見を聞きたいということでアンケートは取られたわけですね。</p> <p>このアンケートも、あくまでも全体の流れですよ。何人がとか具体的な数字というよりも、特別委員会は設置すべきか設置すべきでないかという2つで言えば、設置すべきでないという意見が今回多かったと。そういうことを把握するために、そしてそれを基にこの場で発言するためにアンケートを取られたわけです。</p> <p>今回、冒頭に佐々木さんが、言葉だけでは分からへんからその文書をくれということで、あえてコピーをしていただきましたけど、これ、それぞれ一人一人のアンケートに答えた方がそこまでこの場での議論になるかとも思っておられないからね。</p>
佐々木 副委員長	ちょっと何の文書なんですか、そしたら。
宮嶋委員長	<p>それはもうそういうところなんだから、そこはそれを理解するしかないじゃないですか。何でそれが駄目なんだと言われても、そうなんだから、現状はそうだといいことですから、もうそれ以上のことをここで追及しても、それは何ら建設的なものは出ませんので。</p> <p>それで、あえて言うならば、このアンケートもちょっと不正確な部分があります。線の引き方だとか、どこがどこなんだ。だから、ちょっとこれは私も帰って事務局に確認しますけれども、不正確な部分がありますので、今日はもうこれは後で返していただいて、また改めて今日出た議論を、必要ならば木津川市議会で各議員の皆さんに聞いてみたいと思いますので、もうそれ以上のことをここの場で言われても、ちょっと大角さんも答えにくいだろうし。</p>
佐々木 副委員長	だから何なんだこの文書はって話なんだけど。
宮嶋委員長	<p>だから、何なんだと言われてもそうだといいことしかないんだから、もうそれ以上言われても前には進まないと思います。</p> <p>すみません。時間を気にしながらの議論で大変恐縮ですけれども、</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>今、大角さんが言われたのは、木津川市議会の多くの議員は、佐々木さんが指摘するような十分さ不十分さがあるにしろ特別委員会の設置は必要ないという方が多数おられたと。全員ではありませんけれども多数おられたということが表明されたということでご理解ください。 それ以外にどうでしょうか。特別委員会の活用についてそれぞれお思いのところをぜひ聞かせてください。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>特別委員会の活用をする必要性がないので、設ける必要はないという意見です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがでしょうか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>理由を聞かせてください。結論だけ言われても困ります。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありますか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>必要性がないということで、だから設置をする必要はないと。設置する必要性がないというふうに考えています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>理由になってないです。必要性がないだけ言われると、議会がと聞こえますよ、それは。審議は要らないよと聞こえるんですよ。木津川も精華も本会議主義じゃなしに委員会主義だから、本会議では十分できない、ここの委員会でもうちょっと平たく回数制限を設けず、または意見を言えない制限を設けず、できるだけ自由な発言が飛び交うような状況をつくるために委員会制度を活用しているわけです。それと同じ発想で、本議会で、名前は特別委員会というか、常任委員会じゃないから特別委員会だという話だけでも、要するに特別委員会制度の活用というのを今提案というか、議論になっているわけで、それを否定されるということはもう議論自身が要らないというか、大した議論しなくてもいいよということになってしまうので、もうちょっと明確な、何で要らないのか理由を聞かせてください。</p>

宮嶋委員長	ありますか。 山本さん。
山本委員	理由としては、必要性はないという理由で設けなくてもよいということです。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	だから、その必要でない根拠を教えてください。エビデンスを教えてください。
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	必要性はないという以外では、それが理由です。根拠です。
宮嶋委員長	もうちょっと、やり取りが同じやり取りなっていますので。 松田さん。
松田委員	<p>多分、山本さんがおっしゃりたいのは、今までの経験からして十分審議が尽くされているというふうなご理解で必要がないというふうにおっしゃっているのかなと推測はしているんですけども、先ほども佐々木副委員長からありましたように、基本的にはこの議会の在り方は今いる議員で決めていくのが本筋でありますので、そこに戻していただいて議論を進めていただきたいなというふうに思います。</p> <p>と言いつつ、このアンケートを見せていただいている、本会議では3回しか質問はできないから十分審議ができないというふうなお声もある中で、であるならばそういったところをどう改善していけば十分議論の尽くせる会議になるのかなという、そういう視点からもちよつと考えていったらどうなのかなというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	<p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>この木津川市のアンケートは横に置いて、それぞれ委員の皆さん、ご発言いただけたらなと思います、この特別委員会の活用について。 谷口さん。</p>

<p>谷口委員</p>	<p>委員会では意見を言ってもよくて本議会では質問しかできない、そういうルールがあるというところがまず一つの引っかけりですね。今までの議事録をちょっと読ませてもらっていたんですけども、ただの質問、利用者が何人でしたかとかどれだけの廃棄物がありましたかとか、そのようなただの事実確認については附属資料を充実させればもう全部要らないと。大事なのは政策の議論であるという、議事録を読んでいてもそういうことがありました。私もそれは本当にそうだと思うので、附属資料をより充実してもらおうということがまた一方で大前提としてあって、その上で議論を深めるためにはどんな方法があるかという、そこを考えていく必要があるのではないかと考えています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>具体的に、特別委員会の設置という意味合いはどうでしょう。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>まだ実際あまり経験ができていないんですけども、特別委員会だったらもっと議論が深められるのであれば特別委員会の設置は必要かなとは思いますが、それが日程的にどういうふうになっていくんだろうという、そこだけは思っていますが、あったほうがいいのではないかと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがでしょうか。 谷川さん。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>年に2回の本会議があって、そこで審議の中でこのようなご意見があると思うんですけども、全部出ておりませんので詳しくは分かりませんが、ここでこのやり方、議案は3回しかできないということが問題化されているというふうに思うんですけども、そこで何かを検討してできるように、意見が述べられるように改善していったらその会議でできるん違うかなと。わざわざ特別委員会を設置してまでもなくてもええの違うかなというふうに私は思います。置かないでいいぐらいの対応、まあ半日で終わったと僕は思うんです、本会議は。今は1日ですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>一般質問が今加わっていますから、以前とはちょっと違うと思います。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>時間が増えるの。そのやり方を変更したらどうかなと思います。できるだけ意見を述べられるように、できるものがあつたら。</p>

宮嶋委員長	ほか、よろしいですか。 じゃ、佐々木さん。
佐々木 副委員長	<p>今の谷川委員の発言というのは、要するに今の会議規則第54条第3項を廃止すると、削除するという意見だったら賛成です。本会議でも意見が言えると。禁止条項をなくすわけだから、今の意見から言うと。だから、意見を言うというようにルール上も明文化して意見を言えるように第54条第3項を削除する。今せつかく、さっき次回の本会議に向けてほかの条項を変えるわけだから、もしそれで皆さんが一致できるんだったらこの条項を削除して、本会議でも意見を言えるというふうに変えることはやぶさかではないと思います。</p> <p>もう一個は、さっき谷口委員もおっしゃったように、特に決算に関しては実績だから、実績のことは詳細記入が可能なんですよ、予算と違って。だから、それはもうちょっと。ただ、今は皆さんもご覧になってると思いますけれども、予算資料というのは1事業が2分の1ページしか充てられていないんですよね。もうちょっと、1ページ1事業ぐらいにして、財源だとか実施内容だとか実績、または精華町議会であるのはいわゆる執行部側の自己評価、この事業をやってみてどうだったというのと、残された課題は何なのかという項目があるんです、附属資料の中にね。それを書いてもらうと、審査する議会としてもそういう観点で見て、また改善意見も言える話になってくるので、それこそ資料自身の改善、充実を図ってもらうこと。もう一個は、ここにも書かれているけれども、事前の詳細説明を求めたらどうかというのがありますよ。それは確かに1個の方法かなという気はするので、例えば次回の決算審査から、全員に一遍は無理だとしたら、例えば事務局が木津川市と精華町にちょっとお越しいただいて、事前に議案の中身を事務的な、潜在的な議論があったらまずいので、事前審査はまずいので、事務的な説明を受けて、または事務的な質問をさせてもらうという時間を設けるとするのは反対意見の中にもあるわけですから、このアンケートのね。そういう改善がされるのであれば、当面、私は基本的には特別委員会を設置すべきだと思うけれども、それがもし同意できないならば、今言ったような改善策、特別委員会のほうと似たような効果が得られる対策が実行されれば、それは代替手段としては全く拒否はしませんので、想定できるということです。</p>
宮嶋委員長	<p>今、佐々木さんのほうから具体的に、1議案3回までの質疑の条項をなくしてはという。 佐々木さん。</p>
佐々木 副委員長	すみません。3回ルールを外すところまでいくんだったらかまへんけど、一般質問のように一問一答方式を取ると言うんだったらそれは

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>いいけれども、そこまでの議論にまだなっていないので、今の段階では、3回はどうしてもあかんと言うんだったら、当面は仕方ないからという気はしないでもないんだけど、ただ、議長権限で、いわゆる答弁側が例えばのらりくらりと同じことを繰り返すような答弁があった場合、それは精華町議会でもカウントしない取扱いをすることが過去にもあったから、そういう議長采配の範囲として、同一答弁を繰り返すようないわゆる時間稼ぎのような答弁になっている場合は3回カウントから外すという運用が合意できれば、それはそれで一個の前進ですからあり得ると思います。</p> <p>ただ、そこまでは合意できない場合、私いま申し上げたのは、谷川委員がおっしゃったように、いわゆる本会議では意見を言えないというこの条項を削ることによって、単純に事項質問以外の意見も言えて、より議論を活性化すると、より政策的議論が活性化するという意味ではプラス方向だと思うので、もしそれが委員の意見がそういうのであれば、さっき申し上げた次のほかの条項改正と同じようにこの条項を削除することを次の議会の冒頭に決めればいいわけであって、そういう意味です。</p> <p>だから、3回制限まで、今そこまでは言葉に出しません。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>すみません。皆さんも今日新しい例規集をお持ちですので、13ページを開いていただければ、その第54条の発言内容の制限というところの第3項に、議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べるできないという項目があります。それからその次、第55条に質疑の回数というものがあって、質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと。ただし書があって、議長が認めたらこの限りではないというものがあって、本会議で質疑をした場合に3回というですね、それも一つの制約になっているのは事実かと思えます。</p> <p>あわせて、今言いました第54条第3項、自己の意見を述べるできない。このあたりが本会議の質疑でいわゆるネックになっていたのかなというふうに思って、私はこの3回質疑のところも含めて発言したんですけども、佐々木副委員長はそうではなくて、第54条の第3項のみ一致できるものであったらここだけまず削除してはどうかということのようなんです。</p> <p>それから、もう一つは決算の場合の成果の報告ですね。これをもう少し詳細にという、もう少しと言うと中途半端ですけども、そこを詳細にというのと、それから、本会議前に全員協議会のような場で若干の説明とそれに対するやり取り、これは全員協議会なのか、それぞれの構成議会の場での説明なのか、ちょっとそこは曖昧ですけども、そういう事前の理解が深まるようなことをやってはどうかというようなことも出たわけなんです。委員会を設けない場合の代替案ということですが、いかがでしょうか。</p> <p>山本さん。</p>

山本委員	<p>私は、先ほどから言っておりますとおり、特別委員会は設置すべきではないという意見なんです。それを踏まえた上で一言お話をいたしますと、13ページの第54条第3項、これは私、質疑というのはあくまでも質疑応答ですよね。意見を述べるというものではないです。だから、これは質疑は自己の意見を述べることができない、これはこれでよいものと考えております。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	<p>ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。ほか、ありませんか。じゃ、佐々木さん。</p>
佐々木副委員長	<p>確認ですが、山本委員が今おっしゃってる質疑というのは、本会議質疑といいますから疑義を正すことですね。これについては、本来のルールから意見は言えない。だから、さっきも申し上げたように、大体の議会の場合は委員会に付託して、意見が言える場で自由闊達な議論をしてもらうというのが今のほとんどの議会でやられることなんです。</p> <p>ただ、山本さんがおっしゃるのは、委員会の設置が必要ない、本会議質疑は意見を言っちゃあかんとなっちゃったら、私ら市民代表で皆さんの意見を代弁する立場にある人間が委員会で言えない、ないから言えない、本会議で意見を言えない、じゃ聞けるのは何かといたら、例えばこの単価って幾らだったの、このごみってどう処理したのということは質疑で聞けるかもしれないけれども、それ以外の例えばプラスチックのごみはこう扱うべきやだとか、特にこうすべきやと、収集はこうすべきだとかいった類いの意見は言えなくなっちゃって、議員たる存在自身が否定されちゃうんですよ、そうなる。そういう趣旨の発言で今よろしいですね。</p>
宮嶋委員長	<p>山本さん。</p>
山本委員	<p>そういう趣旨ではありません。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	<p>佐々木さん。</p>
佐々木副委員長	<p>ですから、どういう意味ですか。だって、本会議質疑は質疑だから意見を言っちゃあかんとおっしゃった。一方で委員会はするなとおっしゃった。意見が言える委員会はするなとおっしゃった。じゃ、私らはどの場で意見を述べるができるんですか。</p>

宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	<p>いや、もうこれは佐々木さんとの意見の相違もある。そして意見の話合いでほかの委員の方の意見を聞く時間というのが取られますから結論をいいますと、例えば今、数字を聞きたい。それに対してこの数字だから次の再質問に生かすためにやる意見を、それは質問を誘導するための意見というのがあるんですよ。これ少ないからこれはどうだから次の質問に行くんですよ。そうしなければ、さらに追及する質疑はできません。私はそのように理解しています。だから、そこには意見は入っています。ただ数字を聞いて、はい終わりではなくて、その数字を基にさらに審議を深めていきます。私はそういう理解をしています。</p>
佐々木副委員長	<p>今のは本会議での意見を含めてでしょう。</p>
山本委員	<p>それはありますよ。本会議でも質問する前段に、私はこの状況はこうだこうだというからこういう質疑をする、それはありますから。</p>
佐々木副委員長	<p>じゃ、何で第54条第3項要るんです、そしたら。</p>
宮嶋委員長	<p>皆さんお持ちの議員必携の質疑のところ、一般的には討論で賛成とか反対とかを述べるわけですね。意見を述べるわけですが、こういう一文があります。これはもう皆さん既にご存じかと思いますが、自己の見解を述べないと質疑の意味をなさないものについてまで禁止しているものではないと、こういう項目があります。だから、質疑の前段として意見を述べないとその質疑が成り立たない場合、そういう場合は禁止していませんよと書いているわけですから、そここのところの判断は最終的には議長のほうでしてもらうのかも分からんのですけれども、一般的にはそういうことが木津川市議会の中でも本会議で実際にはされているのではないですかね。そういう自己の意見を述べて質疑をしているということはあるのではないですかね。</p> <p>だから、この場はいかに決算やとか予算だとかかなりボリュームのある議題ですね。これをどういうふうに質疑し審議するかということが今もともとのテーマであるわけですから、そこで委員会の活用というのはその一つではないかという提案があったわけですので、それが要らない、それは設置しないでやり方を考えようというのであれば、ちょっともう少し決算や予算なんかを深まるような方法を提案いただければというふうに思うんですが。</p>

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>これにこだわるのは、申し訳ないんですけども、私が過去に本会議で質疑したときに、木津川市出身の議長から意見は言うなと止められたわけですよ。書いてあるじゃないかと会議規則に。本会議質疑は意見を言えないと書いてあるから言うなと止められたわけですよ。今、宮嶋委員長がおっしゃったように、それは今回に関してですよ、自己の意見を言って質疑をやるのと関連している場合ね。それは言ってもいいことはもちろん知っています。けども、ここの議会でストップがかかったんですよ、議長から。だからこだわっているんです。</p> <p>もしそうじゃなくて、今、宮嶋委員長が言ったような例規集に書いてあるようなことを言われたら、それは申合せで決めましょうよ、議長の権限としてね。ならば分かるけれども、ストップがかかったんですよ、当時の議長から。意見らしいこと言ってたら。本会議で意見を言わないでくださいと言われたわけですよ。そういう議長の采配があり得るからです。あったからです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いかがでしょうかね。この問題は特に11月に提案される昨年度決算にも直接関係しますので、できるだけ11月議会までにスムーズな審議、深まる審議ができるような流れをつくり上げたいなということで、この議運での検討課題になっているわけですので、何らかの出口を見いだしていただければと思っております。</p> <p>松田さん。</p>
<p>松田委員</p>	<p>私自身も、過去のそういう詳細な経過というのは分からない部分があるんですが、先ほど議運委員長のほうからご提案がありました第54条第3項ですね。これを削除してしまうということと、第55条の同一議員は3回を超えることができないというところもちょっと変えていって、このアンケートにも書いてありますようにそのあたりを改善することと、先ほど委員長が言われたように、だから具体的に附属資料とかがどういうものかちょっと具体的に出ないので分からないんですけども、できるだけ細かい数字であったりとかそういうものを附属資料に明示していただいて、そういうことの質疑をしなくてもいいように配慮をしていただくとか、幾つかやっぱり改善点があると思いますので、当面は、先ほど傍聴の関係で、この規則を触るのであれば同時にそういう作業をやっていただいたらどうかなというふうには思います。それを見ながら、仮にするときでもやっぱり不十分だなということになれば、特別委員会を設置したほうがいいのか悪いのかという議論に発展をさせていったらどうかなというふうには思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがですか。</p> <p>山本さん。</p>

山本委員	<p>いろいろ意見がありました。その中で私としては、本会議で3回以上でも、ある程度議長の采配をもって、確認という意味を含めて4回とかもあると聞いております。</p> <p>そして、第54条第3項、意見を述べることはできないというこの意見、どのように捉えるかなんですが、先ほど議運の委員長から言われました。これは私も言いましたが、意見は述べているんです。ただ、この意見という言葉が個人の意見を述べる演説の場になるとか、そういう意味合いで私は捉えています。意見は言わないと再質問をするのにこうだからというのは、そのつなぎとして意見を言わないと次の深まった質疑にはいけません。これはもうやっております。実際そのようになってスムーズに行われていますので、特段私は特別委員会、決算、予算をやらんと今のところ速やかにというのは、今のところ充実した議論が進行していると、このように理解していますので、設置すべきでないという意見でございます。</p>
宮嶋委員長	松田さん。
松田委員	<p>今のご意見だと、特に第54条第3項についてはもう実際はやっていますよという山本委員からお話がありましたので、既にもうやってはるのであればもうこの項は要らないという判断をするほうが私は分かりやすいというふうに思いますが、いかがでしょう。</p>
宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	<p>意見を述べていると。しかし、前提として、ここに述べている自己の意見を述べることができないというのは、先ほど言いました例えば個人の演説になるとか、そういう意味合いも含めているものであって、質疑を深めたりするときに意見が入るというものではない。</p>
宮嶋委員長	<p>ちょっと、ごめんなさいね。言葉で解釈しますので、書いてないことはそれぞれの思いになりますのでちょっと一致できませんので、今、第54条第3項の規定がある以上は、議員必携にもあるような質疑とはこういうものだという意見もありますけれども、先ほど佐々木さんが言うたように、議長がそれは意見なのでそれは差し控えなさいという発言も成り立つわけですから、ちょっとそれぞれの人によって違うというのでは困りますので、特別委員会を今の時点で設置はしないという意見もある以上は、設置するという事で進めるわけにはいきませんので、設置しないということならばどういうふうにスムーズに深まる議論を進めるかという点で、この第54条第3項についても、ほかにも会議規則を修正しますので同時に削除してはどうかという、</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>もう具体的にはそこのところに絞って言うならばどうなんですか。もう一度その点で皆さん、ご意見を聞かせてください。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>今の意見をもって言っていると、54条第3項の意見というのが定義がないわけでしょう。だから事実上定義がなくなっているわけですよ、禁止される意見というのがね。要するに、質疑に関わる意見は言っていないというのが議員必携の解釈だったら、それ以外の意見ってあまり考えられませんよね。それこそ山本さんおっしゃるように、過去にこの議会で議案と関係ないことをたらたらたらたら10分、20分言ったということは、私が知る範囲ではないので、そんなことは起こっていないんですよ。さっきおっしゃったようなことは起こっていないんです。だったら、もう意見を言っちゃあかんという条文はなくても運用は可能なわけで、谷川委員もさっきもそうおっしゃったわけだから、第54条第3項はもう削るとというのが一番妥当な案。 もし、山本さんがおっしゃったような、個人の見解だけを述べる演説というのが懸念されるんだったら、それはさっき申し上げたように別個、どの議会も持っていると思うけども、申合せ事項で本会議の好ましくない意見というのを一定誰もが分かるようなイメージが分かるようなものを定義して、これは避けてくださいよというような決め方をするほうが、いろんな解釈、人が代わった段階でまちまちな解釈がされないで済むだろうとは思っています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いかがでしょうかね。 松田さん。</p>
<p>松田委員</p>	<p>ですから、第54条を見れば第1項、第2項で、やっぱり議長が発言について、議題以外のことにわたっているいろいろ言ったときは注意をすると、従わないときは発言を禁止することができるという条項がありますから、この2つを残しておけば、山本さんが心配されるようなもう演説に近いような自己主張ばかり言うてはるときは、それは今の案件とどう関係がありますかということで議長がやめさせることができるわけですから、だからこの第3項だけを取ってしまうというのは、私は可能だというふうに思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>まさに意見ごもつともです。この環境施設組合においてあったかないかは、私ずっと議員にはなっていないので全ては承知しておりませんが、木津川市議会においてはあったんです。質疑なのに個人の意</p>

山本委員 つづき	見、または意見というのではなく主張ばかり述べられて、あったんです。
松田委員	議長が止めたらよろしい。
山本委員	止めてももうずっとです。対応なんかできません。止めるんだけどでも無視してずっと。だから時間が終わって、もうそれで終わってしまう。最後まで自分の意見を述べられた事例がありました。これだけ付け加えさせていただきます。
宮嶋委員長	それはあったとして、どうなんですか。この環境施設組合議会としては、第54条第3項について削除することについて山本さんはどういう意見なんですか。
山本委員	私は、削除する必要はないという考えです。
宮嶋委員長	その点で、今議論になっている決算、予算などの議案審議に際しては、それを深めたり、より分かりやすいものにしていくための方法として何か新たな提案というのはあるんですか。 山本さん。
山本委員	新たな提案はありません。今までこれでスムーズに来ております。そして臨機応変に対応されているので、慎重な、また深まった議論はされていると理解しております。私が経験した環境施設組合、西部塵埃を含めて、全てではありませんけれども、私の経験した中では深まった議論があったものだと、このように理解しております。
宮嶋委員長	ちょっと待ってください。 第54条第3項の削除は全体の一致にはなりません、もう一つ佐々木さんから出た、本来は全協で議案に関わる質疑をすることかいうことは認められていないんですけども、事務局に文章の内容なり数字の内容などを確認するというのも含めて説明を受けるというようなことの提案があったんですけども、それについてはどうですか。 山本さん。
山本委員	大変同じことばかりの意見なんですけれども、木津川市議会においては原課に事前に確認しに行っております。議論が深まると、私はこ

山本委員 つづき	う思ってこれを質疑したいんやけれどもという、そういうのは事前にやっております。それで審議が深まっていると理解しています。
宮嶋委員長	<p>ただ、佐々木さんが言うているのは、そういう個々ばらばらではなくてまとめてやったほうが事務局の対応もしやすいし、木津川市と精華町というふうに分かれているから、もうそれぞれに悪いけれども出向いてもらって、そういう時間を持ってもらったかどうかということやから、個々に聞くということはそれはあってもいいわけやけれども、それだけではなくてそういうふうにしたほうがより分かりやすくスムーズにできるんじゃないかという提案やったから、それについてはどうですかと聞いたんです。</p> <p>山本さん。</p>
山本委員	その提案、私、個々で対応できるものだと。全部一律やっていただく、形はともかくとして、全員の中で説明を聞くというところまでは必要ないというふうに考えております。
宮嶋委員長	ほかの方、いかがですか。 佐々木さん。
佐々木 副委員長	<p>ちょっと山本さん、お願いやから、過去の経過の事実の上で話をしましょうよ。</p> <p>さっきも申し上げたように、意見発言を封じられたわけです。だから、この議会の審議はスムーズに進んでいるというのは認識違いなんですよ。しかも、数項目の質問、質疑に対して答弁漏れが発生することも起こっています。これは、山本さんがおっしゃるようにスムーズに審議が来たんだったらこんな問題は発生していないですよ。今までどおりでいいじゃないかという話になるじゃないですか。そうじゃないから変更しないとまずいんじゃないかという話になっているわけです。その事実見解の認識が違っていると議論がかみ合わないの。</p> <p>それともう一個、先ほど私が申し上げた事前説明というのは、これは別に私が言ってるわけじゃなしに、ここに書いてあるわけでしょう。木津川市さん、議員さん誰か分からないけれども、もともと8人ぐらいの議会だから、委員会でもなくてもあらかじめ事前説明を求めたらもうまくいくみたいに書いてあるわけです。それを代弁しただけの話です、いい案だから。</p> <p>もし、山本委員がおっしゃるように仮に個々の議員が個別に聞きに行くということを別にやっちゃいかんと私は思わないけれども、それがオーケーになるんだったらもうさせてもらいますよ。ただし、事務局の負担が増える、そんなことしたら。8人がばらばらに、この決算のこの額は一体何だとか、内訳があるのか、ざっと言い始めたら事務</p>

<p>佐々木副委員長 つづき</p>	<p>局が大変ですよ。事務局が受けてくれるんだったらそれはそれで結構です。集団でなくても個でやらしてもらいます、それは。やらせてもらいますけれども、議案配付から当日まで約1週間しかないでしょう、従来だと。1週間の間に例えば当日の2日、3日前にだーっと質問が来るわけですよ、事務局にもしかしたら。実務的に可能かどうか心配しているんです、そこは。</p> <p>だから、じゃ個別に2か所行けばいいだけの話だから、5人と3人が集まってもらって日程調整して話を聞かせてもらったほうがスムーズに行くんじゃないかと言っているだけの話であって、山本さんがおっしゃるように、木津川市議会方式のように個別でいいというなら個別でやらせてもらいますが、それでいいんだったらそれでやらせてもらいます。個別でやらせてもらいます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>個別でやると負担がかかる、そのような認識ではなく、一応個別で聞いていると、木津川市では。それで今のところ全く問題ないと。</p> <p>だから、ここでは今まで個別で聞かれているかどうかは知りませんが、私の理解としては個別で聞いておられると。事前に説明を皆さんに3人か5人、前回でしたら4・4ですが、それがあつたかないか置いておいて、そういう手法で今まで十分に議論が深まったものだというように理解しています。</p> <p>そして、先ほど佐々木副委員長が、議長から意見を言うなど、これは本当に知りませんでした。認識不足です。しかし、そのような意見というのはどのような、またここら辺は佐々木さんにどのような意見だったかというのは今のところ私、確認できませんので判断できませんが、そういうことがあったということは認識させていただきます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと待ってください。</p> <p>すみません。進行が悪くてもう5時なんですけど、少し延長させていただいて、どんなに遅くとも5時半ぐらいには終結できるように終わりたいんですけど、もう少し延長ということではよろしいですかね。</p> <p>じゃ、佐々木さん。</p>
<p>佐々木副委員長</p>	<p>だから私は、さっき申し上げたように、事務局の負担を減らすために2か所でやったほうがいいんだと思っただけであって、もし山本委員がそれは個別で対応できるとおっしゃるんだったら、それは結構です。ただし、精華は1週間前じゃないから、もっと前に配付されるから、木津川市さんは知りませんが、1週間前議案配付の状態ですと、その中には土日挟まっていますから、ほんまに要するに本会議の2日、3日前に質問が集中する。それに即日答えてくれるなら</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>いいですよ。そういうことが起こり得ますよ。だから、もし山本さんが言うようにやるんだったら、今日ここでちゃんと即日反応ができると、回答ができるということは約束してほしいと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>当面は決算なんですけど、事務局に確認しますが、成果の報告書というのはいつ頃出来上がることになるんですかね。 事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>成果の報告書は議案書とともにお配りしておりますので、皆様にお渡しできるのは一週間前になります。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それから、もう一つは成果の報告書に今までにはない記述を求めるということではあるのでしょうか、詳細という意味合いで。 事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>そのことにつきましては、今回の議論の中でも事務局のほうで努めるというお答えもさせていただいております。ただ、お求めになっているものと我々が思いを持って書き込んだものと合致しなければ足りない、当然そういうことになります。そのあたりのいわゆる穴埋めといいますか、そごをなくしていくのには少し時間がかかるのかなと思っておりまして、我々としては鋭意、さらによいものになるように努めていきたいとは思っております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>もう一つ聞かせてもらいますが、成果の報告書が出来上がるタイムリミットの、例えばAという資料を入れ込むということ仮にするとしたら、それはいつまでをお願いをすれば、議論した上でですが、可能なんですか。 事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>内容といたしましては管理者会議の前までとなりますので、今の段階でいいますと、また後ほどあれですけども、今の予定でいきますと議運を開催する週、その1週間前ぐらいの間で管理者会議を開いております。短い場合はもう2日前というタイミングで管理者会議を開いております。その前日までにいただければ、その内容を管理者会議でご確認いただくことは可能です。それをしない限りは、そのものの分については我々も管理者の決裁が取れない議案を出すことになってしまいますので、管理者会議までに確定はさせておく必要があるということ考えております。</p>

<p>宮嶋委員長</p>	<p>そうしましたら、先ほど決めた11月6日という一つの別案件でしたけれども、ここまでに例えばこういう資料や数字を求めるということが仮にあれば、それは可能ということでしょうか。</p> <p>事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>内容で対応できるものかどうかの判断は必要ですが、対応できるものについては6日にいただければ全て反映することは可能です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、松井さんのほうから答えていただきましたので、当日の質疑をスムーズに、そして深まるものにするために、附属資料である成果の報告書の充実ということがこの間課題になっていたわけですが、昨年というか一昨年になるんですかね。令和3年度の決算書をお持ちかどうか分かりませんが、もしなかったら事務局に求めていただいて、その上で令和4年度の予算との関係で必要なものがあれば、それも11月6日までに分かりやすい内容で事務局に求めてもらうということにしておくということで、それはそれでよろしいでしょうかね。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、それはそうさせてもらいます。</p> <p>それから、その上で議案、決算書や成果の報告書などが出た段階で、それぞれが本会議までにその中身を確認する、また、意味を理解するというようなやり取りは個々にやっていただくということですので個々にそれはお願いをして、当日議論が深まるようなものにしていただきたいと思います。</p> <p>なお、会議規則第54条第3項の削除を求める声がありましたけれども、これについては、必要ないというご意見もありましたので、今回はそこは置いておくというふうにします。</p> <p>第55条で1議員が1議案について3回までという、その3回の後にただし書がありますので、そのただし書の運用については常識の範囲内で進めていただいて、例えば私が経験した分而言えば、答弁をいただいてもその答弁の意味が十分理解できずに聞き直す的なことがありました。それを1回と数えるともう後できませんので、そういうやり取りの運用については常識の範囲内で進めていただくということで、この第55条の内容についてもそのままということに置いておきたいというふうに思います。</p> <p>そういうことで、特別委員会の活用ということは今回の一致にはなりませんので置いておきますが、より深まった議論ができる、より分かりやすい議論ができるということは引き続き必要ですので、皆さんのほうからも具体的な提案をいただいて進めるといふふうにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>(結構ですの声)</p> <p>では、まだまだ不十分なところはあったかも分かりませんが、時間の都合でそういうふうにさせていただきます。</p> <p>その上で、次にまだ幾つか案件があるんですけども、伊藤前委員の発言対応について検討したいと思っています。</p> <p>本件については、前回配付いたしました資料1の3とともに、前回の委員会における議論、これはそのときは最後のところで少ししていただいたかと思うんですが、また、佐々木副委員長から意見提出があった内容に係るものでございますので、それぞれ皆さんからご意見をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。</p> <p>谷川さん。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>前回もいろいろお話も聞かせていただいた中で、その当時の議長なり委員長で整理されて、伊藤委員さんが文書で出されてるということですので、それで足りるのかなという具合に思いますけどもね。</p> <p>それプラスうんぬんということ副委員長もおっしゃっていましたが、これで十分かなという具合に感じております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>議事録を読ませていただいて、そして2月20日に出されたおわびも読ませていただいています。佐々木さんがこれでは不十分というふうに、議会として声明を公表すべきというふうに言われているという状況だと思うんです。筋を通すならそうやって公表とか記者会見とかというのものもあるのかとは思いますが、このおわびのところではっきり謝罪もされているというふうに思うと、この問題については、難しいんですけども、ここで一旦終わって、今後そういう同じようなことが起こらないように、じゃどうしたらできていくんだらうという意味で傍聴規則を更新していくですとか、そっちのほうにエネルギーを使っていったらいいのかなというふうに今考えています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>傍聴規則の見直しの中で、私は白杖と理解しているんですが、一応つえが、武器という言葉ではなかったですね。わざと相手に危害を加えるということ言われたけれども、議運委員長、そして議長に対して文書でおわびされました。私はこれでいいのかなと思います。さら</p>

山本委員 つづき	に、それについては佐々木副委員長からさらにホームページ、そしてまた言っておられます。しかし私は、もうこれでおわびもされ、そして委員長、議長に対して文書を出されておりますので、私もこれでいいのかなという判断です。
宮嶋委員長	谷口さん。
谷口委員	すみません、ちょっと質問なんですけど、2月20日のおわびというのはホームページ上で見られるようになっているんですかね。
宮嶋委員長	事務局長。
松井事務局長	この文書については、ホームページ上には掲載はしておりません。
宮嶋委員長	ほか、よろしいですか。 佐々木さん。
佐々木 副委員長	<p>私、前回も申し上げましたけれども、伊藤前議員を個人的に責めようと思っているわけじゃないんです。それは違うんです。ただ、この伊藤さんの2月20日付の文書というのは、これは対外向けの、今そちらがおっしゃったように対外向けの文書でなしに、私らに対するおわび文なんです。議会に対して、簡単に言えばそういうことでしょう、この文書自身は。そこが違うんだと言っている。</p> <p>最近企業だって、悪いことやったら当然ばれちゃうから、初めからもういろんな企業が不祥事を起こした場合だって、今は隠すんじゃないに積極的に公表して、まずかった点を反省して再発防止策というのを、例えばこういう方法を取りまして制度を変えましたとか、または社員研修しましたとかいったようなことをやるのが今の常識の当たり前なんですよね。</p> <p>これって単純に不祥事というよりも、はっきり書きましたけれども差別発言です、それは。この間の障害者権利条約、それから障害者差別解消法、そしてこの間いろんな法律が成立していて、来年の春からは合理的な配慮のほうも義務化されるわけだけでも、そういった流れからいったら完全に時代錯誤も甚だしい発言なんです。</p> <p>だから、要するにプライベートな場所で起こったんだったらもうそれは個人の責任になるわけだけでも、こういう公的な場所の発言であり、なおかつそれに対して私は直後に抗議をしたけれども、会議の中でしたけれども、議会として動かなかったわけですよ。議会としての結論は、彼女の個人的なおわび文で済ましちゃったわけです。</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>対外的には何が起きているのか、また、この議会が何を総括してどういう方針を持っているのか、こういう問題についてね。というのは全く何もされていないという状態があるから、だから私は、この議会の自浄作用として何らかの態度表明をするほうが自らを律することにつながるんじゃないかと、今後の発言を律すること、不用意な発言をしないだとか、または人権問題に対してしっかり学んだ上で発言するとかいったようなことを期待していたわけだけれども、2月の発言から約半年経過しています、ほぼね。</p> <p>今日の話だと、今の意見だと、ほぼこれ以上のことはないというんだったら、もうこれ以上私は求めません。ただし、場合によっては関係団体に告発します、それは。公開させてもらいます。理由は、前から言っているように、私も同類と思われたくないからです。私も黙っちゃったら、おまえもかど、おまえもぐるだなど、差別発言を隠蔽するぐるだとなるじゃないですか、外から見れば。ここのメンバーなので私は当時も今も。少なくとも当時ここに在籍した議員としては見過ごすことができないわけだから、議会の意思として自浄作用がないというというんならもうそれは結構です。その代わり事実関係を公表します。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、ご意見よろしいですか。 谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>ちょっと今、佐々木さんのお話を改めて聞かせていただいて、個人の問題ではないというところはやっぱりそうだなとも思うんです。方法として、ホームページ上にいついつの議事録の中にこういう不適切な発言がありましたみたいな、1ページだけでも掲載することができれば随分意味が違ってくるのかなと。今の現状何にもないということなので、その議事録を見てしまった場合、その発言、そこでは訂正されていないですし、どうしても厳然たる事実として残っているので、別の議会でそれに対する発言、また、間違っていたというふうに言っただけのもあったんですけども、でも、そこまで確認しないと分からないように今なっているというふうに思うと、少なくとも公式ホームページ上で何らかの意思表示みたいなことを考えたほうがいいんじゃないかな。ちゃんと最後の後始末というか、この議会としてどういう態度を取っていくつもりですということを対外的に表す必要があるのかなと今思っています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがですか。 山本さん。</p>

山本委員	<p>資料を配付していただきました中で、2月28日付、議会運営委員長、各委員宛てですね、こちらのほうの文言なんですが、一番最後の段ですね。なお、2月8日の委員会にて伊藤委員から発言の取消しやおわびの趣旨にて発言があったことについては、この取扱いをもって整理することとし、本件に関する会議録の修正や当該提出文書のホームページへの掲載等を行わないこと、併せて報告とさせていただきますと、このようになっております。</p> <p>前組合議会においてこのように決しておりますので、新たな今の議会でこれを覆すことはできないと。ここに整理されていることはこれでいいと思います。さらに、これに対して異議があれば、佐々木さん、異議もあるし、私はやられるというのはもう致し方ないん違うかなと。前議会においてはこれで一応整理されているというふうに理解しています。</p>
宮嶋委員長	<p>ほか、いかがですか。ほか、ございませんか。 谷口さん。</p>
谷口委員	<p>確かにこの組合議会で一旦このような結論というか、出ているんですけども、今、佐々木さんが問題にしてはるのは、対外的に何ら示すことができていない、ここの組合の関係者以外の人はいくつか文章を見ることもないので一体何があったのかも分からない、ほったらかしのままだという状態で、それはよくないということで、何らかの行動を取るべきという立場で言われていると思うんです。これは、だから内輪ではちゃんと納得したけれども対外的な問題は解決していないという、今そういう状況があると思うんですけど。</p>
宮嶋委員長	<p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>昨年議会運営委員会が立ち上がって、議会運営委員会での環境施設組合議会の運営に関わって幾つか整理するという中で、傍聴規則の整理もあったわけです。そうした中で出てきた発言として、今、昨年度といいますか前期の部分では、それは全部できずに傍聴規則の改正については今期になって、皆さんの議論の中でようやく今出来上がったということです。</p> <p>あわせて佐々木さんのほうから、傍聴規則の改正だけではなくて、当時の伊藤さんの発言についても改めて議会として表明すべきではないのかという問題提起があってこれを議論してきたわけですが、この点について残念ながら一致には至っていません。佐々木さんのほうからも、一致しなければ、個人として当時関わった者として独自の判断、行動をさせてもらうという表明もありました。</p> <p>ということとして、この場はそれを踏まえてこの問題を終えるのかどうか、そこの確認をぜひ皆さんお願いしたいんです。</p>

山本委員	それで結構です。
宮嶋委員長	<p>それでいいというのは山本さんね。 ほか、よろしいですか、それで。</p> <p>(はいの声)</p> <p>そうしましたら、そういうこととして、議会として改めて伊藤さんの発言についての問題をホームページなどで、改めて議会の立場などを表明することはしないということとして終わりたいと思います。 佐々木さん。</p>
佐々木副委員長	<p>ちょっと正確に言ってください。異論もあるわけでしょう。要するに一致しなかったということでしょう。だから、議会としては一致しなかったというふうに確認してください。</p>
宮嶋委員長	<p>すみません。議会としては一致しなかったということで終えたいと思います。議会としてというか、議会運営委員会としては一致しなかったということで、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、そういうことでお願いをします。 それから、あと幾つか整理しなあかんことがあるんです。5月23日の全協のときに、役員選出の内容についても出されました。今、議長、副議長との関係、それから議運の委員長、副委員長との関係が一つの整理としてあるんだけど、木津川市議会と精華町議会の議員改選の関係で空白期間ができるんじゃないかということで、その是正をという意見がありました。ただ、これについてもまだもう少し時間がありますので、ちょっとこれはこの場は置いておいて、しかるべきところで議論をしたいというふうに思いますので、ちょっと今日は置いておかせていただきます。</p> <p>それから、ほかに議会の広聴・広報、それから議会のDXなどにつきましても、今日自身、議論できる時間がありませんので、これも少し置かせていただいて、また次の議運等で皆さんからどういうふうに進めたらいいかご意見をいただきたいと思っておりますので、それはそれでご了承いただきたいんですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、結構ですの声)</p> <p>そしたら、すみません、忘れんうちに、この今日お配りしたコピー</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>していただいた分は不正確な部分もありますので、ちょっと回収ということで議論を深めるためのコピーということだったので、ちょっとお返しいただきたいと思います。</p> <p>その上でもう一つ、次の議運の日程等について、大分日程が込み入っているんです。そこのところをちょっと事務局のほうから説明いただいた上で、次回の議運日程を確認したいと思います。</p> <p>武田さん、お願いします。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>令和5年第2回組合議会定例会及び議会運営委員会の開会予定につきまして、長3の封筒、既に皆さん開けて見ていただいていると思うんですけども、そちらのほうをよろしく願いいたします。</p> <p>令和5年第2回組合議会定例会を11月29日水曜日に、議会運営委員会を11月24日金曜日に開会いたしたいというふうに考えてございます。</p> <p>本来でございましたら、議会運営委員会につきましては、議案書の配付に併せ定例会の告示予定日である1週間前の22日水曜日に開会すべきというところで調整をしてまいりましたが、それぞれ議会や議案書作成に係る管理者会議の日程の都合もございまして、今回は祝日を挟んだ直後の24日でお願いしたいというふうに考えております。</p> <p>なお、議案書につきましては、24日の議会運営委員会当日に机上配付させていただきたいというふうに考えておりますが、22日に配付を希望される議員におかれましては、22日の午前中にはそれぞれ議会の議員レターケースに投函をさせていただきますので、事務局までご連絡をいただければというふうに考えております。それ以外の議員におかれましては24日当日に机上配付とさせていただきます。</p> <p>現状、他の組合議会も合わせまして日程の確保が大変厳しい状況となっております。したがって、先のことではございますが、このたび令和6年第1回定例会につきましても、同封をいたしております配付資料のとおり、会議予定として調整を行いましたので、日程の確保をお願いするものでございます。</p> <p>なお、令和6年第1回定例会につきましては、告示予定日である1週間前に議会運営委員会を開会する予定であり、議案書につきましては当日の机上配付とさせていただく予定でございますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、具体的な提案がありましたけれども、質問、ご意見よろしいでしょうか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>11月の議運なんですが、一応、本定例会の本会議の1週間前とあ</p>

山本委員 つづき	るんですが、これはもう少し前倒しして1週間を確保することは調整上、本当にできなかつたんですかね。こういう、本当にという言葉を使うと失礼なんです。
宮嶋委員長	じゃ、もう一度、武田さん。
武田 総務課長心得	<p>いわゆるそれぞれ議会におきまして、我々、事前に議会事務局とも調整をさせていただいているんですけれども、ちょうど1週間前につきましても、22日になろうかと思うんですけれども、精華町議会では広報委員会がございましたし、木津川市議会におきましてはこの日は議運が開催されるというふうに聞き及んでおります。前日につきましても調整を試みましたが、いわゆる議会の会議もご置きますし管理者会議との兼ね合いもございます。議案書を発送するまでに管理者会議を開催しなければならない。</p> <p>一般質問の通告の期限の関係もございまして、一般質問、通告をいただきましてから、この管理者会議において一般質問の答弁も確認をいただき、議案を確認いただくという形になっておりますし、そういった日程調整をした中ではここがぎりぎりかなというところで今回提案させていただいたというところでございます。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	よろしいですか。ほか。 佐々木さん
佐々木 副委員長	<p>一つは、第2回定例会の議案書の配付の日だけれども、先ほど24日の議運の日か、もしくは希望すれば22日って話があったけれども、公平性から言ったら22日に一斉に配付をすべきだろうと。だから、それぞれの市町で一人でも22日に欲しいと言ったら、行かなあかんわけでしょう、どっちみちそれぞれの議会に。だったらもう全員の分を持っていったほうが実務的には何の支障もないだろうと思うし、要するに、違う条件が発生するというのはやっぱりよくないし、事実上これ24日は金曜日でしょう。25日、26日が休みなんですね。で27日、28日は月火で、もう水曜日が本会議なわけで、先ほど議論させてもらった個別に聞くという日程は事実上ほぼなくなっちゃうんですよね。22日にもらっていれば24日、まだ1日使えるという話になりますから、暦上から言ったら。それは基本的には一斉配付のほうが望ましいだろうとは思っています。</p> <p>2点目は、これは前から思ってるんですけれども、通常の自治体の決算は9月ですから、地方自治法上も決算自身はもう恐らく8月、9月ぐらいには嫌でもできるわけですよ、実務的にはね。あとは監査委員の決算審査が残っていると。決算審査もちょっと今、明確に覚え</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>ていないけれども、過去の決算資料を見て決算審査の資料で見ていると、10月の中旬から20日前後ですよ、決算審査してるの、過去の例から言ったらね。ということは、その段階でもう決算はできていて審査も終わっているわけです。だから、決算関係の議案というのはいつでも出せる状態にあるということです。10月の下旬ぐらいの段階で出せる状態にあるわけですよ。</p> <p>あとは、さっきおっしゃったように一般質問とか管理者会の問題があると思うんだけど、特に木津川市さんは消防とか病院とかほかの一部事務組合の関係で日程はかなり混んでくるし、直後もう12月議会なわけだから、全体的にこれ、もうちょっと一、二週間前倒しすることは、実務上は可能だと思うんですよ。なぜわざわざ12月直前の日程に合わせてきているのかよく分からない。それこそいっぱいあるんだったら、日程を接近させるんじゃないし、例えばA事務組合は11月上旬、Bは10日頃、Cは中旬ぐらいにやればそれぞれの事務局も楽になってくると思うので、その辺の日程調整は今後お願いしたいなとは思っています。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今の日程のことですけれども、事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>まず、1点目の議案書の件です。議案書の件は、すみません、言い方が悪かったかもしれませんが、22日にはご用意させていただいています。本来であればその後、議運を開きますので、午前中に開く予定をしておりますので机上配付をお願いをしておりました。ただし今回、後ろにいくものですから、しかもそれが祝日も挟んで金曜日の午前9時半にはここで開会するとなりますと22日にポスティングに行きますと、万が一22日に用事のある議員さんで事務局にちょっと寄るいとまがないという場合は事務局にポスティングになったままになってしまうんです。その方が、逆に言うと22日行けへんから24日にここで置いておいてくれたらいいよというのを想定してちょっと日を分けたということになりますので、22日に皆様にお配りするのはいくらも問題はないんです。ですので、全員ポスティングしてくれとおっしゃっていただいたら午前中にポスティングに全部走ります。ただ、その日にどうしてもちょっと事務局に行く都合がなくて、次の日休みだから24日にここに置いてくれということであれば、そういう対応をするというふうにご理解をいただきたいと思えます。</p> <p>それと、議会の日程の関係でございますが、これ今、先ほど副委員長おっしゃっていただいたように、もう今相当タイトな関係で、管理者、それからこちらの議運もありますので、全ての日程が、議運は管理者関係でございますが、ほかの一部事務組合の関係、全て押さえる必要がございます。我々はまだ木津川市、精華町ですが、広域行政組合ですとほかの東部の関係、消防や病院もそうですが、全ての管</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>理者の日程を合わせないといけないというのもあって、相当タイトな日程になっているのは事実です。これがどうしてももう今までは直前というか、大体3か月ぐらい前に調整に入っておったんですが、管理者の予定も見えないということで。ただ、それではもう我々の日程が取れないというので、次回2月の予定まで今回はもう確定させていただきました。</p> <p>以後は、当面の間、ほかの事務組合とも相談いたしますが、ちょっともう前もって我々のほうが先に押さえさせていただいて、議会のことですので。管理者のほうでちょっと都合をつけていただくようなことをお願いしていこうかなということで、まずは先の予定を先に押さええるというスタイルで今回、皆さんにお願いしたところですので、今後はほかの事務組合と相談しながら行っていきますが、こういうふうにも前倒しで予定を押さえっていくということも一つの手段として考えておりますので、ご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>それは別にいいんです。そこは別に否定しませんが、要するに私が言っているのは決算に関してですよ。決算に関しては既に10月下旬に議案提出可能な状態にあるじゃないですか。ほかのところもそうだと思うんですけども、なのにわざわざ11月下旬に会議を集中させなくても、11月上旬から順次調整が大変だと言うんだったら、順次開いてもらう。それはほかの事務組合と相談してもらったらいけれども、開いてもらったらタイトな日程は若干ましになってくる。</p> <p>ただし1個、さっきおっしゃったように、一般質問の通告の答弁の関係で、それを管理者会で確認しなあかんということになれば、一般質問の通告締切りが若干前に遡るということが発生するんだよね。そうした問題、それはあとは議会の話だから、議員側が別に通告締切りが若干前もって繰り上がることを了解さえすれば日程がかなり取りやすくなるのも事実なわけだから、それはもうここだけの話じゃなくて相楽全体の複数の自治体に関連するところとしての話として意見として申し上げておくので、来年度以降、可能な限り早めに議案を出してもらったらいかなと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、分かりました。意見として聞かせていただいとしたいと思います。</p> <p>その前に、すみません。22日に欲しいという人、ちょっと手を挙げてください。レターケースも含めて。</p> <p>(希望者挙手)</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>全員ですね。じゃ、すみません。22日の午前中に議案書は事務局に届きますので、それで見てください。万一22日行けへんかったら、24日ここへ来られる前に議会事務局に寄って、もらってきてください。ここにはありませんので、来ていただいても。  ほか、よろしいか。  そうしましたら、以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。  これをもちまして、木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を閉会します。ご苦労さまでした。ありがとうございました。  (17:35)</p>
	<p>この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: right;">委員長 _____</p>